

平成 26 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 1 回 定 例 会 (第 1 号)

招集年月日	平成 26 年 3 月 5 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 26 年 3 月 5 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成 26 年 3 月 5 日 午後 3 時 5 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	2番	福島教次郎	3番	栗原進
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民福祉課長	渡邊泰文
	副町長	樋ヶ司	保健衛生課長	窪田英通
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	牧田公平	建設課長	赤穴清
	企画課長	花田昇吾	大和事務所長	岡先宏和
	財務課長	三上博通	教育課長	三上利三
	出納室長	小田運博	代表監査委員	矢渡升
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 野村 豊			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第2号)

平成26年 3月 5日(水) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	陳情の委員会付託
4	平成26年度町長施政方針
5	議案の上程、説明 議案第 2号 美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3号 美郷町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について 議案第 4号 美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の制定について 議案第 5号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 6号 美郷町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 7号 美郷町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 8号 美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 9号 美郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号	美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	美郷町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	美郷町農業生産主要拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	美郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	平成26年度美郷町一般会計予算
議案第23号	平成26年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第24号	平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
議案第25号	平成26年度美郷町下水道事業特別会計予算
議案第26号	平成26年度君谷診療所特別会計予算
議案第27号	平成26年度美郷町国民健康保険特別会計予算
議案第28号	平成26年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算
議案第29号	平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
議案第30号	美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
議案第31号	辺地に係る総合整備計画の策定について
議案第32号	邑智郡総合事務組合規約の一部変更について
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

(開 会 午前 9時 30分)

●佐竹議長

おはようございます。

開会前ではありますが、町長より諸報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますけれども、ただ今議長のお許しをいただきましたので、諸報告4件についてご報告をいたします。始めに高等裁判所判決に係る上告についてでございます。町職員の採用処分を取り消しが求められた訴訟の広島高等裁判所松江支部の判決に不服があるとして、最高裁判所に上告いたしました。この訴訟は、平成23年4月に提起され、平成24年12月の松江地方裁判所の判決では町の主張が認められ、相手の訴えが却下されましたが、平成26年1月の広島高等裁判所松江支部の判決では相手の訴えが認められ、不採用処分を取り消すという一審とは逆転した判決がなされました。判決後、双方の主張と2つの判決を精査検討した結果、2つの判決で重視された点の評価が大きく分かれたため、高等裁判所判決を不服として、最高裁判所へ町の主張の適法性、妥当性について判断を求めるべきとして、2月3日上告状等を提出いたしました。上告に当たっては、判決から上告の期限までが短く、議会を招集させていただく時間が無かったため、専決処分とさせていただきます。後日、追加議案でこの専決処分の承認の議案を提出いたします。次に多機能コミュニティーセンター入札延期についてであります。去る2月6日、一般競争入札として、島根県建設業有資格者名簿のA級で建設業法で規定する主たる営業所が島根県内に有り、且つ県央県土整備事務所管内に営業所を有することとした条件で入札公告を行いました。入札参加資格確認申請書の提出期限の2月18日までに、1社しか申請がなかったため、入札に付する事項に基づき、2月27日に予定しておりました入札を中止いたしました。その後、入札参加資格者を特別共同企業体として、第1グループを島根県建設業有資格者名簿のA級で主たる営業所を県内に有することとし、第2グループを同じくAまたはB級として、県央県土事務所管内に主たる営業所を有すること。なお、B級にあつては美郷町内に主たる営業所を有することとして、2月25日に再度入札公告を行いました。この公告に係る入札参加資格確認申請者の提出期限は、3月5日本日の午後3時でございます。入札は3月18日に予定をいたしております。3件目でございますけれども、美郷町戸谷地区島根ファーム株式会社所有の牛が脱走した件の経過についてであります。去る1月29日島根ファームが導入した牛3頭が、トラックから畜舎へ誘導する際、内ドア操作の不手際により脱走いたしました。役場への連絡は1月31日の夜で、翌日から捜査に併せ、無線放送や大田市側への近隣民家へも注意喚起のチラシや注意看板設置を行い、人や人家へ被害が及ばないよう対策を講じて参りました。3頭のうち2頭は、畜舎

北側の山中で確認しましたが、1頭については山興緑化工場北側付近に脱走し、人家が近いことや公道に現れる可能性が高いため、この1頭の早期発見・捕獲を中心として、2月6日、7日には関係機関の協力を得て捜査・捕獲を試みましたが、捕獲には至りませんでした。その後、監視カメラの設置や島根ファーム職員による捜査活動により、2月19日に山興緑化工場敷地付近で1頭を捕獲いたしました。また、畜舎北側で確認されている2頭につきましては、2月26日に1頭、残り1頭も2月28日に捕獲いたしました。近隣住民の皆様や関係機関の皆様には、ご心配をおかけいたしましたこと、またご協力に対しましてお礼を申し上げます。今後は事業者に対し、管理の徹底を指導し、事故再発防止に努めて参ります。最後に工事発注状況についてであります。お手元に配布しております工事発注状況一覧表をもちまして、報告に代えさせていただきます。以上で諸報告を終わります。

●佐竹議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。ただ今から、平成26年美郷町議会第1回定例会を開会いたします。始めに議長の諸般の報告といたしまして、議会閉会中に議会運営委員長の辞任により、委員長が互選され、委員長に西嶋議員が決まりましたのでご報告いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番・福島議員、3番・栗原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日5日から14日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から14日までの10日間とすることに決しました。

日程第3、陳情の委員会付託を議題といたします。本定例会に受理しております陳情は、お手元に配布しております文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので、審査・調査をお願いいたします。

日程第4、平成26年度町長施政方針を議題といたします。町長の施政方針を求めます。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

本日ここに、平成26年美郷町議会第1回定例会が開会され、平成26年度各種会計当初予算をはじめ、町政の重要案件をご審議いただくに当たり、その概要並びに町政運営に

関する考えの一端をご説明申し上げます。本年10月1日に、合併を経て美郷町が誕生してから10年目を迎えます。この10周年という節目を迎えるに当たり、新町誕生までの歴史と10年間の歩みを改めて振り返り、将来に向けた美郷町の姿を描くため、お約束をした「みんなが笑顔で幸せを実感できる町づくり」を再確認し、着実な実行に向けて鋭意努力をしておりますので、議員各位並びに町民の皆様には、町政の発展のため変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。さて、昨年日本経済は、安倍首相主導の下でスタートしたアベノミクスや2020年東京オリンピック開催決定など、デフレで低迷していた暗い日本経済に久しぶりに光が差し込んだ年となりました。迎えた本年は回復しつつある国内経済が、4月から実施される消費税増税により、反動減が懸念されるなど、その動向を注視していく必要があります。国立社会保障人口問題研究所が昨年3月にまとめた日本の地域別将来人口推計によりますと、2020年の美郷町の人口は、4296人、対2010年比マイナス19.7%、1055人の減、2030年では3430人、対2010年比マイナス35.9%、1921人の減という数字が示され、将来が非常に危惧されるところでございます。人口減の阻止に向け、これまで定住対策には、さまざまな施策を立ててまいりました。その成果が平成22年から24年度にかけて、転入と転出を比較する社会動態で人口が増加するという形で表れましたが、死亡と出生を比較する自然動態では減少が続き、町民の人口減少に歯止めがかからない状況であります。このような中で、平成26年度は、私にとりまして2回目の予算編成となり、また町長任期4年の折り返しの年でもあります。これまでの町政運営を振り返ると、山積する課題の中でも人口減対策が最大のものと考え、今後美郷町の人口の減少を最小限にとどめることを最優先として、定住対策をこれまで以上に推進していく決意であります。このためには、議員各位、また町民の皆様の英知をお借りし、結集して難題に取り組んでまいります。平成26年度も厳しい中での財政運営でございますが、美郷町第1次長期総合計画の後期基本計画の5つの将来像を基に、私の選挙公約でもあります「道路網の整備と公共交通対策」、「定住・産業・雇用」、「子育て支援と在宅福祉」及び「集落の活性化」を政策の四本柱として、各施策の実現に向け、最大限努力してまいりたいと考えています。まず、1点目は利便性と高い快適な暮らしを実現する町づくりについてであります。町民が安全で快適に暮らし、周辺地域との交流など活発化するためには、その基盤となる道路網の整備が、ますます重要度を増しております。とりわけ、当町の大動脈であります国道375号は、湯抱1工区が平成26年度の完了を目指して工事が進められており、また平成25年度には粕淵・湯抱間が湯抱2工区として事業着手され、測量が開始されました。残る長藤地内の未着手区間につきましては、早期の事業着手を国・県に対して強く要望してまいります。次に、県道整備でございますが、別府川本線では島根県に対し総合的な改良計画の要望をしておりますが、依然として具体的な計画はできておりません。このような中で、島根県が地元の要望聴取のため懇談会を計画されておりますので、これを機に町としましても線路改良規模の格上げを要望してまいります。川本波多線竹工区では、平成25年度で実施

設計が終了し、現在用地調査が行われておりますので、今後は県事業の進捗に併せ、町の事業であります住宅の移転先の造成を進めてまいります。町道は、地域生活の利便性を高める上で欠かせないものであり、本年度も継続事業で新規の2路線を含め、社会資本整備総合交付金、道整備交付金、辺地対策事業及び地方改善事業等により整備に取り組んでまいります。農道及び林道につきましては、県営の中山間地域総合整備事業や林道事業を軸に、国の交付金、補助金事業等を取り入れながら、積極的な整備を推進してまいります。道路の維持修繕につきましては、施工後の経過年数に伴い増加する修繕箇所を、緊急度と優先度により実施して参ります。また、大規模修繕として浜原大橋の塗装工事を予定しております。除雪対策は、住民生活の安全安心を確保するため、効果的効率的に実施してまいります。次に、公共交通網の充実についてであります。町内を運行するバス路線について、昨年度策定しました地域公共交通計画を基に実証実験を行い、より効率的な運行を行うため、一部ダイヤ変更と交通不便地域の解消に向けた具体策を検討してまいります。JR三江線は、運転再開見込みが本年7月中とされるため、再開後の利用促進や沿線住民により、町内10箇所の駅舎維持・利用への組織的な取り組みをして頂けるよう支援してまいります。次に、地籍調査事業につきましては、邑智地域で調査を継続中で、平成25年度末で調査面積238.36平方キロメートルが完了し、平成26年度は新規地区として河木谷2地区の1.37平方キロメートルで一筆調査を行い、この地区をもちまして邑智地域の一筆調査は完了となります。継続地区として、乙原1地区、志君2地区の計4地区、8.42平方キロメートルで地籍測量などの調査を行い、すべての地籍調査は平成28年度をもって完了の予定となります。上下水道は、町民の健康と福祉、また環境を守る重要な生活基盤であり、安全な水を安定的に供給するとともに、きれいな水を自然に返すことで自然環境保全の役割を担っております。水道施設の整備は、簡易水道再編推進事業により、平成23年度から進めております酒谷・石原統合簡易水道工事を引き続き実施いたします。下水道の整備では未加入者に対し、公共下水・農業集落排水施設への繋ぎ込みとともに、町施設型合併処理浄化槽の設置を促進して参ります。公共下水道、農業集落排水施設の長寿命化に向けては、機械の更新や施設の改修工事を行い、上下水道施設の管理・運営は、引き続き収納対策の強化を図り、経営の安定化に努めます。町営住宅は、既存の町営住宅の居住環境の向上と長寿命化のための改修等を行ってまいります。若者の定住促進を目的とした若者定住住宅は、都賀西地区に4戸の建設と、粕淵地内の野井団地へ5戸及び小松地地内の旧小学校跡地を利用した3戸分の造成工事を計画しております。次に、環境衛生に関しては、家庭や事業所から排出されるゴミの減量化や再資源化を図ると共に、不法投棄や焼却などによる不適正なゴミ処理の防止についても周知徹底し、環境保護と美しい町づくりに努めます。地球温暖化対策は、美郷町地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーや省エネルギー設備導入を推進するため、町単独補助制度と県補助金の加算により、太陽光発電、太陽熱利用、木質バイオマス利用、小水力、風力発電及び高効率エネルギーなどの利活用を進め、二酸化炭素の排出抑制を図ってまいります。次に消防、防

災、防犯についてであります。東日本大震災の教訓を今後に生かすために、災害対策基本法の改正に基づく非常備消防としての消防団と、自治会による自主防災組織にかかる諸般の事業を地域防災計画の修正に併せて進めて参ります。消防団は、地域防災力の要となる責務を鑑み、報酬並びに手当での増額と、装備、訓練などの充実強化に努めます。懸案となっておりました老朽化の著しい自動車分団の消防倉庫につきましては、今年度の移設を計画しております。また、自主防災では、住民の安全で円滑な避難の確保のため、避難行動要支援者名簿の作成や、避難判断基準の見直しなどを地域事情に照らして取り組む中で、例年開催しております防災訓練も防災・減災意識の高まる具体的な訓練を実践してまいります。大きな被害が発生した昨夏のような豪雨は、今後も想定されるものとして、的確に対応できる体制を構築し、災害に強い町づくりを進めて参ります。当町は、江の川をはじめとする河川の氾濫や、急峻な地形から起こる土砂災害の危険性が高い箇所が多く存在するため、住民の生命と財産及び産業基盤の安全確保を目的に、国、県と連携を深めながら治山、治水事業の計画的、継続的な事業推進を要請して参ります。砂防、急傾斜、治山、地すべり対策事業は、危険箇所の点検や地元要望などの調査を基に事業推進を加速していきます。地域の防犯体制は、町内13連合自治会すべてに設立された青色防犯パトロール隊と地域安全推進委員により、児童・生徒の登下校等の安全安心の確保のため、活動を実践していただいているところであります。2点目は、人と地域の個性を活かした産業を創出するまちづくりについてであります。美郷町の将来を担っていく人材と産業を一体的に育てる仕組みとして「みさとカレッジ」は、平成27年度までの事業として取り組んで参りますが、本年度は従来の専科と研修科を一体的に募集し、審査の結果、研修が必要と判断された場合には、原則1年間の研修を行ったうえで起業に繋がるよう取り組みを進めて参ります。起業に際しましては、設備整備資金及び運転資金を助成することとしております。普及課では、薬草と蜜蜂を軸に、観光、歴史、食品加工の5つのコースを重点とした講義を行います。また、「みさとカレッジ」を通じて構築したネットワークを有効に活用し、外部資金や知恵を取り入れる新たな方策も検討して参ります。定住・雇用につきましては、定住支援の施策を発信しております美郷町くらし応援ネットを活用し、空家バンクの情報、美郷町の住まい、子育て支援策、雇用企業情報の充実を図り、定住者の拡大に努めるとともに、新たな定住支援策として、定住転入者、結婚、出産等に対し1ポイント1万円とするポイント制度を創設し、定住対策の強化を図ります。産業活性化についての取り組みにおいては、まず農業振興であります。国において、新たな農業・農村施策の方針が定められ、農政は大きく転換期を迎えております。新制度の対応には新たな施設整備の導入も視野に入れた検討が必要で、関係機関と協力しながら取り組んで参ります。いずれにしても、主食用米の生産を中心とした農業生産から転換が求められることから、一つは国の戦略作物である大豆栽培について実証圃を設け、美郷町において大豆栽培導入が可能であるか検討を進めて参ります。また、有機栽培の農作物等、付加価値のある農産物の生産拡大を手がけるとともに、これまでも取り組んでおります薬草薬樹の町づくりを目

指した産業化を形作ってまいります。その際、必要になるのは、6次産業化を盛り込んだ取組であるため、原材料での出荷にとどまらず、加工を加えることにより、生産額の拡大を目指して参ります。畜産業の振興については、畜産農家の安定的な経営がなされるよう、県、農協等の関係機関と連携して支援をして参ります。年々減少傾向にある畜産農家ではありますが、中には導入牛を拡大している農家もあり、当地域の農業経営の1つの形として、畜産農家の経営安定の支援を行って参ります。林業振興につきましては、島根県、島根県林業公社、邑智郡森林組合等と連携し、国の補助金を積極的に活用しながら、森林経営計画を中心とした計画的な間伐、徐伐、路網整備を促進し、健全な森林保全や生産コストの低減化を図って参ります。鳥獣被害対策でございますが、昨年、近畿中国四国農業研究センターと鳥獣被害対策による包括協定を結びました。研究機関と美郷町の連携した鳥獣害対策を確立し、全国に発信できる対策活動を推進して参ります。また、いのしし肉や皮の利用などの販路拡大を進めるとともに、研修会等の実施や啓発活動を通して、獣害の低減に努めます。次に商工業の振興についてであります。昨年末から商店の廃業が相次ぎ、商業の地盤沈下に歯止めがかからない状態にあります。町内消費の低迷と4月からの消費税の引き上げが、更に商店の経営を圧迫することが予想されます。このことから、町内消費を促すプレミアム商品券の発行を行い、町内消費の拡大と経営環境の改善を図ってまいります。今後も国・県の制度等の情報を収集し、的確な支援や買い物困難地域の解消など、地域の暮らしを守る施策を関係機関とともに行っていきます。観光の振興は、自然景観、食、温泉、特産品、神楽等々の資源を活用し、各関係機関との連携を進める中で、交流人口の拡大や独自事業の推進を図って参ります。銀山街道の活用では、平成26年度全線開通する中国横断自動車道尾道松江線を利用した誘客促進に取り組むため、街道沿線の自治体や民間団体とも積極的に連携を図りながら各種イベント等の開催を進めて参ります。また、県西部では石見神楽を核とした事業展開を継続的な取り組みとして実施されることから、本町におきましても、昨年と同様石見神楽を観光の題材としてグリーンツーリズムに取り組んで参ります。更に隣接する三瓶周辺の大田市、飯南町と連携を図りながら広域的な情報発信を行い、入り込み客の拡大を目指して参ります。「ゴールデンユートピアおおち」、「カヌーの里おおち」は、引き続き指定管理により美郷町開発公社へ運営を委託し、同じく株式会社グリーンロードだいわへ運営委託をしております「潮温泉大和荘」、「グリーンロード375」につきましては、利用者増に向けた情報発信に努め、引き続き経営の効率化を進めるとともに、「ゴールデンユートピアおおち」、「潮大和荘」では、介護予防事業の受託など施設機能を有効活用した事業展開を推進してまいります。温泉源の湯量が減少傾向にある「ゴールデンユートピアおおち」では、原因調査の結果を踏まえ、削孔工事の実施も含め湯量の確保を図ります。田舎ツーリズムでは、邑智郡田舎体験交流協議会や美郷町田舎丸ごと体験推進協議会等との連携を図りながら、豊かな自然や豊富な体験メニューをPRし、田舎ツーリズムが定着するよう継続的な取り組みを推進して参ります。結婚対策につきましては、独身男女の出会いの場、或いは交流の場の提供を行うとともに、新た

な取り組みを模索しながら支援してまいります。3点目は、人が輝き交流が生まれる学びのまちづくりであります。生涯学習は人の心を豊かにするとともに、地域力の基礎となるものです。公民館・集会所はこうした学習活動の拠点であり、地域のニーズや課題を的確に把握することに努め、人と人との繋がりを大切にした生涯学習の推進を図って参ります。中高齢者を対象として、健康的な生きがいのある人生づくり、地域を越えた人的ネットワークを作り进行を促し、自らの技能、知識を活用して自分らしく地域社会の中で活躍していただくため、「美郷大学」を開校して参ります。地域の宝である子供が、ふるさとを愛する心を養うことを目的とした「ふるさと教育推進事業」や、ボランティアとして子育てに参画していただける方と学校の橋渡しをする「学校支援地域本部事業」などを引き続き推進して参ります。また、「子どもの居場所づくり事業」では、児童の安全な居場所としてだけでなく、保護者の方にも安心と就業の支援として、継続した取り組みを行って参ります。次に学校教育についてであります。新学習指導要領により、子供たちに生きる力を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育の推進に努めて参ります。大和小学校で人権・同和教育研究指定校事業、邑智中学校で家勉充実・授業改善プロジェクト事業を実施するとともに、受験生を対象とした「夏休み実力アップサマースクール」を開講し学力向上を図って参ります。更に子育て支援策として中学生の家庭学習を習慣化するため、公営の学習塾「美郷学習支援館」を開設し、学力向上を図って参ります。県派遣の指導主事は引き続き配置いたします。いじめ、不登校の問題については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、早期発見・未然防止を図るとともに、児童生徒の「居場所づくり」、「絆づくり」を進め、学校生活への満足度を高める教育を推進して参ります。特にいじめ、虐待、体罰については絶対に許されないことであり、美郷町いじめ防止基本方針を策定し、根絶に向け、学校と保護者、関係機関との連携強化に取り組めます。また、にこにこサポート事業は引き続き実施し、不登校や学習支援等の課題に対処して参ります。学校図書館を活用した事業の効果的な活用・運営と読書力・学力向上を図るため各学校に司書を、また英語力の強化と国際理解教育の推進を図るため、英語指導助手を引き続き配置いたします。学校給食は、町内産の安全で新鮮な食材の提供に努め、子育て支援の一環として、給食費負担の軽減を図り、栄養豊かな給食を提供し児童生徒の健全な成長を促します。また食育推進も引き続き図って参ります。次に人権を尊重する町づくりの推進についてであります。人権尊重の明るい町づくりに向け、住民の理解と協力を求めながら、同和問題をはじめ外国人、障がい者、女性等あらゆる人権問題の解決に向け、「人権施策基本方針」に沿って、関係機関と連携を図りながら、更なる人権・同和教育の推進に取り組んで参ります。次に文化スポーツの充実についてであります。みさと町民文化祭の充実には、一層工夫・支援して参ります。文化財保護は、歴史的文化遗产や郷土芸能などを後世に正しく伝えていくことが必要です。石見銀山街道の国の史跡指定を目指すための準備作業を進めて参ります。平成27年度の図書館開館に向けては、図書館管理システムの導入や小中学校図書館とも連携した図書館運営の構築、住民のニーズを

取り入れながら、より有益な図書を選定し、町全域からも利用しやすい図書館となるような業務運営について検討して参ります。カヌーの里では、老朽化したカヌー艇の更新を図り、利用者が安全に楽しくカヌー体験をしていただけるよう整備いたします。町体育協会を中心とした各種スポーツの普及とスポーツ少年団や各種団体の自主的な活動に対して支援を続けて参ります。男女共同参画では、昨年策定しました今後5カ年の新たな計画を基に、各種団体やグループ活動を活発化していくための講演会参加や相談会等を支援して参ります。都市交流では、各出身者会の自主的な運営を支援し、産業祭ツアーや総会交流事業等を継続し、広島西区や己斐学区との交流も地域と絡めた各種イベントや子ども交流などの相互の交流事業を推進して参ります。4点目は、生涯を通じて健康で安心できる町づくりであります。住みなれた地域で、安心して一生を過ごすことができるよう福祉施策と共に保健施策を進めて参ります。平成25年3月に設立した美郷町健康づくり推進協議会は、本年度末までには、平成34年度までの9年間の健康なまちを実現するため、「美郷町健康づくり計画」を策定いたします。この計画に基づき、計画の進行管理と、推進母体としてお力添えを受けながら、元気に生きがいを持って生活できる「生涯現役の健康なまち」を目指して参ります。成人保健対策につきましては、特定健診受診率は、40%後半から伸び悩んでおり、県の目標値であります60%を達成するには、まだまだ取り組みが必要と考えております。1日外来ドックを公立邑智病院でも受診できるよう拡充し、要保健指導、要精密検査者へは、受診勧奨を中心に重点的な取り組みを行って、疾病の予防と適切な治療へと結びつけて参ります。また、生活習慣病予防対策には食生活改善推進協議会、学校教育、公民館事業などと連携しながら、メタボ予防、糖尿病予防を含めた包括的な健康教育を実施し、より良い生活習慣が身につく機会を提供してまいります。次に母子保健についてであります。訪問指導や育児相談事業、乳幼児検診時を通じたフォローは勿論、核家族化や対人関係の希薄化などで、子育てに悩みを持つ親が、一人では解決が難しい問題には行政だけでなく、地域で保護者をサポートするなど、その過程に対応した啓発事業や相談体制を充実し、より良い子育て環境の実現を目指して参ります。予防接種では、風しん予防ワクチン接種が先天性風疹症候群に対し、非常に重要と考えております。国は全額補助による風しん抗体検査を平成26年度から実施する見込で、当町といたしましても、周知・啓発をさらに図って参ります。次に国民健康保険、後期高齢者医療についてであります。国保会計の収支の悪化は、年々厳しさを増しており、平成24年度一人当たりの医療費は県内3番目の高い水準となるなど、依然医療費の上昇傾向は続いております。そのため、平成25年度以来、恒常的に基金取り崩しを行っており、国保財政は非常に危険な状況を迎えております。県一保険者への移行期限が平成30年度中を目途と決定されているところではありますが、保険税本算定時におきましては、医療費の動向を見極めるとともに、県一保険者移行を予測した税率改正を行って参ります。また、当面継続される見込みの後期高齢者医療制度は、広域連合との連携を密にし、その動向を注視しながら、制度の適切な運用と保健事業の推進に努めて参ります。子育て支援につきましては、平成25年

に設置した、美郷町子ども・子育て支援推進会議において、子育て支援体制の充実などを目的とした5カ年の子ども・子育て支援計画を策定いたします。おおち、都賀両保育園で実施しております延長保育及び土曜日の終日保育と、児童の発達に不安や悩みを抱えた保護者のために、専門家による発達相談は継続して行います。子育て支援センターにつきましては、子育て中の皆様が利用しやすい環境にするため、場所及び開設方法などについて検討し実施して参ります。保育所の施設整備につきましては、経年により機能が衰えている都賀保育園の給食運搬用エレベーターの改修などを実施します。また、保育料の軽減対策は、国が定める保育料の75%減額及び第3子以降の無料化を引き続き実施します。次に高齢者支援対策並びに介護保険についてであります。高齢者支援対策としまして、第6期介護保険事業実施のための日常生活圏域ニーズ調査及び同時に実施した町単独のアンケート調査の結果を踏まえ、在宅福祉の充実に努めて参ります。今後65歳以上の人口の増加とともに、介護サービスの需要が増加することが考えられるため、引き続き関係機関とともに福祉サービスの質の向上や適切な支援サービスの提供に努めて参ります。介護保険制度の改正に伴い、新たな介護予防事業での展開や地域ぐるみの介護予防体制の推進を図って参ります。特に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう予防、介護、医療など多様な生活支援サービスが、包括的且つ継続的に提供できる体制整備に努めて参ります。次に障害者福祉についてであります。平成24年に成立した障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行により、4月から障がい区分の調査項目が改正されますが、公正な認定業務を実施して参ります。昨年度から県と市町村とで協議を重ねてきました福祉医療助成制度の改正では、対象者の拡大及び自己負担額の減額改正を行い、制度の拡充と福祉の増進に努めて参ります。生活保護業務につきましては、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置が講じられたところであり、今後も法の趣旨を遵守し、健康で文化的な生活を保障する支援をして参ります。また、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づく新たな支援制度を見据え、生活困窮者自立促進支援モデル事業等により、新制度に向けた体制整備を進めて参ります。5点目は、連携の絆で支え合うコミュニティのまちづくりであります。行財政改革につきましては、平成22年から第2次行財政改革大綱に基づく年度別実施計画を推進しているところです。本年度は、より時代に応じた効果的、効率的、機能的な行政運営と、町民のサービスの一層の向上のため、第3次大綱を策定します。また、行政運営の在り方の見直し、適正化・効率化を一層進めて参ります。地方分権、権限移譲は、これまでも多くの移譲等があったところですが、引き続き国と地方での議論、国との大綱決定などの動きがあり、一層進むと考えております。今後も具体的な事務移譲等に当たって、組織体制の検討も併せて対応いたします。昨年導入が決定した番号制度は、保険、年金、税金、災害対策など多くの分野に関係し、住民の皆様への行政サービス利用等に影響する制度であり、導入に向けて全庁的な事務・システムの変更、見直しなどが必要となります。所定のスケジュールに沿い、制度が導入できるよう準備を進めます。職員の資質向上

のための研修は、島根県自治研修所、島根県市町村総合事務組合に委託して行う一般研修や専門研修を引き続き実施して参ります。また、市町村アカデミーなど、高度で専門的な実務研修に参加を促し、より一層の能力向上、人材育成に努めます。平成26年度から導入する人事評価制度は、人材育成を第一として実施します。人権・同和問題研修につきましては、全職員を対象として、教育委員会、人権同和对策室とも連携を取りながら、効果的な研修機会となるよう努めて参ります。本町の地域活性化に重要な役割を期待します地域おこし協力隊の配置につきましては、連合自治会等と連携を図りながら行っておりますが、契約の満期に伴う2地区での新規隊員5名と追加隊員2地区4名の募集を予定しております。昨年度は、任期満了により沢谷地域において1名の隊員が定住し、平成21年10月の事業開始から現在5名の隊員が定住しております。近年、連合自治会からの要望は、専門性を重視した内容に変わりつつありますが、引き続き地域力アップやコミュニティの活性化のため、適切な配置に取り組んで参ります。次に平成26年度の予算編成方針と予算の概要についてであります。新年度予算編成方針は、「皆が笑顔で幸せを実感できるまちづくり」の実現に向かって、喫緊の課題であります定住対策、子育て支援対策、更には福祉対策、産業・雇用対策に係る施策に対し、積極的に予算を増額するとともに、新たな課題に対応しながら持続可能な町政運営を行っていくため、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に編成いたしました。財源の積極的な確保に努めると同時に、健全な財政運営を維持するため、引き続き総枠配分方式による経常経費の縮減を図るとともに、更なるスクラップアンドビルドにより、経費の節減に努めたところでございます。このような中で、平成26年度一般会計予算は73億4000万円で、平成25年度に比較し8億1500万円。12.5%増となりました。歳入についてでございますが、町税につきましては、平成25年度決算見込み額を基に算定を行い、同額程度といたしました。地方交付税につきましては、一般財源総額において平成25年度と同水準が確保された中で、普通交付税は公債費償還額の増額に伴い1億1000万円増加の32億5000万円。特別交付税は、特別財政需要を勘案して1000万円増額して3億5000万円を計上いたしました。地方債につきましては、各施策実施のため過疎対策ソフト事業債を積極的に活用しながら、過疎債をはじめとして交付税措置のある地方債を計上いたしました。歳出予算では、美郷町多機能コミュニティーセンター建設に伴う事業費の計上に併せ、経常経費であります社会保障費や公債費償還金の増額、また災害復旧事業の計上などにより、一般財源が増額となり、厳しい予算編成となりました。各特別会計の予算は、住宅新築資金等貸付事業特別会計が、315万8000円で、平成25年度と比較して28.4パーセントの減。簡易水道事業特別会計は、2億6917万4000円で47.5パーセントの増。下水道事業特別会計は2億6447万円で9.3パーセントの減。君谷診療所特別会計は517万3000円で5.4パーセントの増。国民健康保険特別会計は7億28万円で1.4パーセントの増。国民健康保険診療所特別会計は8208万2000円で0.6パーセントの増。後期高齢者医療費特別会計は1億8837万7000円で0.1%の減

となりました。各特別会計とも財源確保等財政面での課題を抱えていることから、安定的な事業運営のため一層の経営努力を重ねて参ります。以上、平成26年度における町政運営の考え方と、主な施策の取り組みについて、ご説明申し上げます。今後とも行財政改革の取り組み、町民ニーズや社会情勢への対応を図り、町政の一層の発展のために尽力する所存でございますので、引き続き議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成26年度の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

●佐竹議長

町長の施政方針が終わりました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時 25分)

(再開 午前 10時 40分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

日程第5、議案の上程、説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております議案は、条例案20件、予算案8件、一般事件案5件の計33件であります。議案第2号から議案第32号までの31議案、諮問第1号、諮問第2号の計33件を一括上程いたします。始めに議案第2号から議案第21号までの条例案について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●牧田総務課長

上程になりました議案第2号についてご説明いたします。議案第2号、美郷町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由をご説明申し上げます。先程の町長の施政方針にありましてとおり、将来の美郷町の人口減少に対しましては非常に危惧されるところでございます。この人口減少に歯止めをかけるための施策は、これまでも行ってきたところであり、その結果、社会動態では増加が見られ一定の成果は得ております。しかしながら自然動態での減少が大きく全体での現象には歯止めがかかりません。このため今後、より一層人口減に対する施策に取り組まなければならないことから、定住推進課を新設し、より推進体制を強化するものでございます。定住推進課は従来の産業振興課の産業、雇用、定住支援係と企画課業務の若者定住関係、公共交通、地域おこし協力隊及び観光に関する業務を担当し、集中的に定住対策に取り組むものでございます。定住推進課の新設に併せまして、残る課の再編を行い、現在のこの条例上の7課体勢を維持するものでございます。具体的には財務課の税務第1係、第2係と地籍調査係を住民福祉課へ、また財政係は企画課へ、更に住民福祉課の福祉部門を

保健衛生課へ移管いたしまして、課の名称を企画課を企画財政課に、財務課を定住推進課に、住民福祉課を住民課に、保健衛生課を健康福祉課に、それぞれ変更し、事務の改善、効率化を図るものでございます。附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。また、本条例の改正に伴い、関連条例といたしまして、附則第2項から第9項に係る条例の一部の条例の一部改正も提案させていただきますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。以上が議案第2号でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして上程いただきました議案第3号についてご説明いたします。議案第3号、美郷町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について。美郷町地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、水防法の一部改正に伴いまして、洪水による浸水想定区域にありまして、避難の確保、それから浸水防止措置を努力義務として行う対象といたしまして、新たに大規模工場が規定されました。その大規模工場等の用途及び規模について、国土交通省令の基準を参酌して条例で定める必要が生じたため、条例を制定するものでございます。第1条は条例の趣旨、定める内容を規定するものでございます。第2条は、対象とする施設の用途、規模を規定するものでございます。附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。以上が議案第3号でございます。よろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第4号についてご説明申し上げます。議案第4号、美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。この条例の提案理由でございますが、平成25年度に空き家を整備いたしました村之郷地区の住宅を移住体験住宅として加えるものでございます。別表に加える内容は、名称、比之宮地区移住体験住宅。住所、美郷町村之郷131番。面積、130平米。以上でございます。なお、附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上議案第4号について説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

番外、住民福祉課長。

●渡邊住民福祉課長

上程になりました議案第5号についてご説明申し上げます。議案第5号、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給

条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。条例の一部改正の内容についてご説明を申し上げます。美郷町では、本町の同和地区住民の生活上の相談に応じ、更に地区住民の福祉の増進を図ることを目的として、生活相談員設置規則により、定数3人以内の生活相談員を配置することを定めております。それにより現在3名の相談員を委嘱し、その任に当たっていただいているところでございますが、平成26年度からこの生活相談員の在り方について、中核となって活動いただく中核相談員1名と在宅で相談に応じていただく地域相談員2名とに役割を分担して委嘱したいと考えております。それに伴いまして、中核相談員につきましては、活動範囲、時間或いは負担も増加することから報酬月額を7万2000円から9万6000円に増額し、地域相談員については2万4000円を定めるものでございます。金額の根拠としてでございますが、活動日数をなかなか日数で図ることは難しいかと思っておりますけれども、根拠といたしまして、中核相談員につきましては活動日数を月の日数の概ね2分の1と想定しまして、役場臨時職員の日額単価を乗じたもので、これに活動のエリアも広がることから私用車燃料代相当を加算した額としております。地域相談員につきましては、同じく月4日の活動として算定したものでございます。附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上が議案第5号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●牧田総務課長

上程いただきました議案第6号についてご説明いたします。議案第6号、美郷町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、現行の条例では証人等の実費弁償の額は日当が美郷町職員の県内支給の2100円。それから宿泊料は美郷町特別職の郡内支給額の8300円が規定され、国内すべて同額となっております。証人等が出頭または参加する場所は郡内、県内に限らず県外も想定されます。そのため、証人等の旅費支給に当たりましては、日当・宿泊料それから鉄道賃、船賃及び航空賃は美郷町職員の旅費に関する条例に準じ、また車賃につきましては美郷町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支給するよう改正をお願いするものでございます。附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上が議案第6号でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第7号についてご説明いたします。議案第7号、美郷町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良

材。提案理由でございますが、日当等の減額といたしまして、平成22年4月1日から当分の間において県内及び広島県三次市へ公務により旅行する場合は日当を支給しないとしているところでございますが、この度この規定と日当及び宿泊料等を見直し、改正を行うものでございます。改正に当たりましては、郡内2町の他、国家公務員の旅費支給基準を参考にしております。改正点は日当を県外3500円、県内2300円から県内、県外とも同額の3000円とします。また、支給範囲を県内は松江市以東、浜田市以西とし、県外は公用車で片道概ね1時間30分以上を要する目的地とします。更に東京都内及び大阪府内の交通費と支給してきました3000円は廃止とし、旅行目的地までを実費支給といたします。宿泊料につきましては、東京都内及び大阪府内が1万7000円。それ以外が1万6000円。県内1万5000円及び郡内8300円としておりましたが、東京都特別区、大阪府、大阪市と国内大都市部を甲地方として1万4800円。甲地方以外をすべて乙地方といたしまして1万3300円とします。附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上が議案第7号でございます。よろしく願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第8号についてご説明いたします。議案第8号、美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございます。職員の給与改正の説明の前に、今回の給与改定に至る経過について、先にご説明いたします。国におきましては、従来、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定を行ってきたところでございますが、平成23年3月の東日本大震災に対処する必要性に鑑み、平成23年度は人事院勧告の給与削減0.2%の削減よりも大幅な、平均7.8%の給与削減を講じた給与臨時特例法を成立し、人事院勧告を実施するための給与改正法案を提出しませんでした。そのような中で、町といたしましては、独自の給与カットを行って来たことから、平成23年の人事院勧告に伴う給与改定は行いませんでした。平成25年4月をもって町独自で行ってまいりました給与カットを廃止したため、現在の給与表は平成22年の人事院勧告を反映したものとなっております。平成23年の0.23%削減の人事院勧告が反映されておりません。このたび職員組合との団体交渉を行い妥結したことから、平成23年度の人事院勧告に準拠した給与改正を行うものでございます。附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上が議案第8号でございます。よろしく願いいたします。

続きまして議案第9号についてご説明申し上げます。議案第9号、美郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、先程の議案第7号と同様、日当等の減額といたしまして、平成22年4月1日から当分の間において、県内及び広島県三次市へ公務により出張する場合は日当を支給しないとしているところでございますが、この度、この規定と日当及び宿泊料を見直し、改正を行うものでございます。改正に当たりましては、郡内2

町のほか国家公務員の旅費支給基準を参考にしております。改正点は日当を県外3300円、県内2100円から県外、県内とも同額の2600円といたします。また、支給範囲を県内は松江市以東、浜田市以西といたしまして、県外は公用車で片道概ね1時間30分以上要する目的地といたします。更に東京都内及び大阪府内の交通費として支給してきました3000円は廃止とし、旅行目的地までを実費支給するとともに、これまで自動車を、まあ公用車でございますが、運転するものに支給してきました1000円も廃止といたします。宿泊料につきましては、東京都内及び大阪府内が1万6000円。それ以外が1万5000円。県内1万円及び郡内7800円としていましたが、東京都特別区、大阪府、大阪市、国内大都市部を甲地方といたしまして1万3100円。甲地方以外はすべて乙地方として1万1800円といたします。附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上が議案第9号でございます。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、財務課長。

●三上財務課長

それでは上程になりました議案第10号についてご説明を申し上げます。議案第10号、美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いいたします。改正する理由でございますが、個人が住宅用の建物として、新築または購入した家屋の保存登記時には、床面積が50平米以上一定の条件をクリアをしますと、登録免許税が軽減をされます。この軽減税率の適用を受けるためには、住宅用家屋証明書を取得する必要があります。この証明手数料1件1300円と定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第11号についてご説明いたします。議案第11号、美郷町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをめくっていただきたいと思いますが、まずこの条例の一部を改正する内容の説明ですけれども、昨年の豪雨災害にありますように、老朽化したため池が下流地域へ被害を及ぼすケースが発生しております。この老朽化したため池を廃棄するために、島根県が所管しております県単独事業により、これを実施していくものであります。このことによりまして地元負担金の徴収が発生することになった為、徴収条例に本事業を追加するものであります。なお、この条例は、平成26年4月1日から施行といたします。以上が議案第11号でございます。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民福祉課長。

●渡邊住民福祉課長

上程となりました議案第12号についてご説明を申し上げます。議案第12号、美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをめくっていただきまして、改正の理由といたしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、省略いたしまして総合支援法と呼ばさせていただきますけれども、その改正によりまして平成26年4月から障害程度区分が障害支援区分に改められることに伴い、改正を行うものでございます。条例の題名について障害程度区分を障害支援区分に改めまして、美郷町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例とし、第1条の審査会の名称を同様に改める改正でございます。附則1、この条例は、平成26年4月1日から施行する。附則2としまして、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の別表中の審査会委員の名称を改定に併せて改めることとしております。以上が議案第12号でございます。ご審議の程お願いいたします。

続きまして上程になりました議案第13号についてご説明申し上げます。議案第13号、美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。条例の一部改正の理由と概要について、ご説明を申し上げます。改正の理由といたしましては2点ございまして、1点目は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、総合支援法と呼ばさせていただきますけれども、その総合支援法の改正に伴う改正でございます。2点目は島根県の福祉医療制度における自己負担限度額の引き下げと対象者の拡大に伴い、改正を行うものでございます。内容といたしましては、平成26年4月1日施行予定の総合支援法の一部改正の施行に伴い、また福祉医療制度の対象者が拡大されるため、それを第2条第1項中の第4号から第6号に追加し、総合支援法第5条に、障害支援施設について定められておりますけれども、その総合支援法の項が1つ繰り上がったことにより、同法第5条第12項を第11項に改めるものでございます。第2条を第1項第2号中、知的障害者更生相談所について、判定機関という略称の規定を設けるとともに、身体の障害と知的障害の重複規定について新たに第5号に追加することにより、この号では削除し、第3号中身体障害者福祉法による身体障害者手帳について、身体障害者手帳と略称の規定を設けるものでございます。条例第2条第1項に定める福祉医療対象者について対象者が拡大されることに伴いまして、第4号から第6号を追加、加えるものであります。第4号には精神障害者保健福祉手帳1級の方を、第5号には身体又は精神に相当の障害があり、且つ重度の知的障害を有する方を、第6号には身体障害者手

帳3級又は4級であり、且つ精神障害者保健福祉手帳2級の方を定めております。条例第2条第1項において第4号から6号の追加に伴いまして、別表第1の号の付番について所要の改正を行うものでございます。また別表第2におきまして、利用者負担限度額を定めておりますけれども、その限度額の改正をこのページの一番下の行から次のページにかけてうたっております。一般利用者の入院の場合の限度額を現行4万200円から2万円に、入院外を1万2000円から6000円に引き下げ、次のページ町民税非課税世帯の限度額を入院の場合7500円から2000円に、入院外の場合4000円から1000円に引き下げるものでございます。対象者の拡大及び負担限度額の引き下げにつきましては、島根県福祉医療制度の見直しに併せた改正としております。附則1といたしまして、この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項中の総合支援法第5条の項の番号を繰り上げる部分については、平成26年の4月1日から施行するとしております。附則2といたしまして、経過措置としまして改正後の福祉医療助成につきましては、平成26年10月1日以降の療養及び医療費から適用することとしております。以上が議案第13号でございます。ご審議の程お願いいたします。

●佐竹議長

番外、保健衛生課長。

●窪田保健衛生課長

続きまして議案第14号につきまして説明いたします。議案第14号、美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございます。第8条で、延滞金の算定割合を規定しております。当分の間ということで、附則でこの延滞金算定の特例基準割合を設けておりますけれども、この改正でございます。地方税法の改正に伴いまして、この特例基準割合、税の方は改正があっておりまして、美郷町税条例につきましては昨年4月の第2回の臨時会におきまして改正を承認されております。今年の1月1日より、既に施行されております。後期高齢者の保険料につきましては、直接地方税法の改正の影響受けませんけれども、同様の扱いを行うように要請する通知が厚生労働省保険局からまいっておりまして、このたびこの通知に沿った改正を行うものでございます。特例基準割合でございますが改正前は日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手当の基準割引率というふうに規定されておりますけれども、改正では租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合というふうに変わってまいります。これあのこの議会で提案させていただいておりますので、町税と同様に1月1日からの遡及適用ということでございます。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということになっております。以上でございます。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第15号についてご説明いたします。議案第15号、美郷町農業生産主要拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町農業生産主要拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。この条例の改正の内容でございます。この条例で定められております、大和育苗施設と邑智育苗施設がございますが、この2つの施設の賃貸借契約期間が平成26年3月31日をもって満了することになります。これによりまして、賃貸料の支払いが終了することになります。これによりまして、第5条に定めておりました使用料金の条項を削除するものです。改正する内容としましては、その第5条を削り、第6条を第5条とし第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げるというものです。また、第5条の関係で別表がありますが、その使用料金表についても削るものです。なお、附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上、議案第15号について説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第16号についてご説明いたします。議案第16号、美郷町道路占用徴収条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。めくっていただきまして、この条例の改正につきましては、上位法であります道路法及び同施行令の改正に伴いまして、本条例の一部文言をですね、改正すると同時にこの道路占用料の算定基礎となっております、算定基準値、それが法律の改正に伴って変更となりました。美郷町は第5級値ということで位置づけをされ、料金を減額の変更となります。よって占用料の表にありますように、今までの占用料に対して、減額の数字というふうに変更、修正するものであります。この条例は平成26年4月1日からの施行ということになります。以上が議案第16号でございます。よろしくお願いたします。

続きまして議案第17号についてご説明いたします。議案第17号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをめくっていただきまして、これは平成25年建設をしておりました新相生町団地。これの4月1日からの供用開始に向けて条例にあります別表に追加するものであります。名称は新相生町団地。所在地が美郷町粕淵200番。建設年度が平成25年度、構造及び階数、これが木造平屋建て。戸数は4戸ということになります。附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するということになります。以上が議案第17号でございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして議案第18号についてご説明いたします。議案第18号、美郷町若者定住住

宅条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをめくっていただきまして、これも25年度に建設しております浜原の若者定住住宅団地の関係でございます。別表にあります2項につきまして追加をするものであります。名称は浜原ニュータウン4号。所在地は美郷町浜原319番地の31。建設年度が平成25年度。構造・階数が木造平屋。戸数は1戸。家賃は3万円となっております。もう1点、浜原ニュータウン5号。所在地が美郷町浜原319の32。建設年度が平成25年度。構造・階数は木造平屋。戸数は1戸。家賃3万円です。以上でございます。この条例は26年4月1日から施行ということになります。以上が第18号です。よろしくお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程になりました議案第19号についてご説明いたします。議案第19号、美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。条例の改正の説明でございますが、第19条第3項に、但し町長の承認を得た時は当該住宅の一部を居住以外の用途に使用することができるという条文を加えるものでございます。この条文を加える理由でございますが、この19条第3項は居住以外の使用を禁止するというを規定しておりました。しかし居住以外の使用を禁止することは、定住者の方の自由な経済活動等を阻害するおそれがあり、定住を定着していただくためにも、住居の一部については例外を認めるということに改正するものです。もう一つの改正点は、平成25年度に整備をいたしました粕淵地域寿町の地区のUIターン者定住支援住宅について別表1に加えるものです。加える内容としましては、住宅の名称、寿町UIターン者定住支援住宅。所在地、美郷町粕淵104番地3。延べ床面積、95平米。月額家賃3万円でございます。なお、附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上議案第19号について説明をいたしました。ご審議の程よろしくお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●牧田総務課長

上程いただきました議案第20号についてご説明いたします。議案第20号、美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、平成25年12月13日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関す

る法律が公布施行されました。これをもとに、消防庁より地方公共団体に対しては報酬、手当の決算ベースでの支給額が交付税措置を大幅に下回る状況であることから、報酬、手当の条例単価が低い市町村においては積極的な単価の引き上げを行うよう要請されました。そのため、美郷町消防団では年報酬を約17.8%増額いたしまして、団長7万円を8万2000円に、副団長5万3000円を6万2000円に、分団長3万9100円を4万7000円に、副分団長2万9900円を3万5000円に、班長2万4700円を2万9000円に、団員1万8600円を2万2000円とするものでございます。また、費用弁償の水火災警報及び救助等出動に対しまして1回につき、2400円を4000円といたしまして、1600円増額するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上が議案第20号でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして議案第21号についてご説明いたします。議案第21号、美郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、先ほどの議案第20号と同様、平成25年12月13日に消防団を中核とした消防防災力の充実強化に関する法律が公布施行されたことに伴いまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、退職報奨金につきましても団員の処遇改善のため改正されますので、この施行令に準拠して本条例の改正を行うものでございます。改正後の退職報償金の額は勤続年数が5年以上10年未満の団員が14万4000円から20万円へ、5万6000円の増額でございます。それ以外は一律5万円の増額でございます。附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上が議案第21号でございます。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

続いて議案第22号から議案第29号までの予算案について順次提案理由の説明を求めます。なお、出来るだけ、ゆっくり説明してください。

●佐竹議長

番外、財務課長。

●三上財務課長

上程になりました議案第22号についてご説明を申し上げます。議案第22号、平成26年度美郷町一般会計予算。平成26年度美郷町の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億4000万円と定める。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条

第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算でございます。これは総括表でございますが、詳細は後程事項別明細書でご説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。それぞれ起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。合計で16億9520万円を限度額としております。詳細につきましては、歳入の項目で御説明を申し上げます。12ページをお願いいたします。歳入でございます。項1、目1、町民税でございます。個人分は震災復興のため、平成26年から平成35年まで均等割は500円増額となりますが、この見込み額と、それから25年度の調定額、決算見込額等を勘案して増額を見込み計上しております。それから項2、固定資産税でございます。これは償却資産の減に伴いまして、減額として計上しております。項3、目1、軽自動車税でございますが、これも25年度の調停額から決算見込額等を勘案して計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。項4、目1、町たばこ税でございます。これは平成25年4月1日から県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲される地方税法の改正がございました。これらを勘案いたしまして、平成25年の決算見込み額を勘案して245万円増額して計上しております。それから項2、地方譲与税から次のページをお願いいたします。款5、株式等譲渡所得割交付金につきましては、県の仮試算をもとに、これまでの交付実績等を勘案して計上をしているところでございます。次のページをお願いいたします。款6、目1、地方消費税交付金につきましては、平成26年4月1日から消費税率が3%引き上げられ、このうち地方消費税につきましては1%から1.7%となります。しかしながら精算の時期等により、すぐには反映をされないことから、県の仮試算等をもとに、500万円の増額を見込んで計上しております。それから款7、項1、自動車取得税交付金につきましては、平成26年4月1日から5%から3%に税率改正がされますが、県の仮試算等を基に650万円減額して計上しているところでございます。それから一番下でございますが、款9、項1、目1、地方交付税でございます。一般財源総額におきまして、平成25年度と同水準が確保された中で地方交付税は地方公務員給与削減の復元に伴う増、それから地域の元気創造事業の創設、それから地方債償還金の交付税算入の増額等を勘案をいたしまして、1億1000万円増額して32億5000万円、それから特別交付税につきましては、特別の財政事情等勘案をいたしまして1000万円増額して、3億5000万円を計上しております。次のページをお願いいたします。款11、項2、目1、民生費負担金でございますが、これは町内保育所の保育料と、それから老人施設の被措置者の負担金が主なものでございます。次のページをお願いいたします。一番上の段でございますが、目2、衛生費負担金でございます。ここには川本町と共同運営をしております、火葬場に係る経費の川本町の負担分2分の1を計上しているところでございます。それから款12、項1、目1、総務使用料でございますが、このうち定住支援住宅は5戸分の家賃を、それから地デジ送信料につきましては再送

信に係る負担金900戸分を計上しております。それから一番下の段でございます。土木使用料でございますが、これは町営住宅255戸分の住宅料を計上しております。1枚飛んで19ページをお願いいたします。款2、目2、衛生手数料でございますが、主なものは可燃ごみ・資源ごみ袋の販売手数料を計上しております。それから款13、項1、目1、民生費国庫負担金でございますが、主なものは障害者自立支援給付及び生活保護、それから児童扶養手当に伴う国の負担金が主なものでございます。次のページをお願いいたします。同じく、節3でございますが、児童福祉費負担金でございます。保育所運営費負担金と児童手当に係る負担金でございます。それからその下、目3、災害復旧費国庫負担金でございます。公共土木災害復旧費には不足の事態を想定して現年分1800万円を、また過年発生分として8800万円を計上しております。続きまして項2、目1、民生費国庫補助金でございます。説明欄のところでございますが、地方改善施設補助金は町道志君線、町道西中線改良工事に係る補助金でございます。それから臨時福祉給付金給付事業費補助金、それからその下でございますが、子育て世帯臨時給付費給付金補助金は平成26年4月より消費税率が8%へと引き上げられることに伴いまして、児童手当受給対象者、それから所得の低い方への負担の影響緩和のため、臨時的な措置として1万円から1万5000円支給されるものでございますが、事務費も込めまして全額補助金で賄われることとなっております。次のページをお願いいたします。目3、土木費国庫補助金でございます。節のところでございます、節1のうち地域住宅交付金でございます。都賀行ピロティ一団地改善工事に係るものを計上しております。それからその下、節2のうち社会資本整備総合交付金でございますが、これは町道二タ合線、都賀行宮内線、浜原大橋塗装工事、それから通学路を中心とした交通安全工事に係る補助金を計上しております。それからその下でございますが、道整備臨時交付金でございますが、これは町道飯谷、八神千原線、久保線、都賀西都賀行線に係るものを計上しております。次のページをお願いします。款14、項1、目1、民生費県負担金でございます。節1のうち保険基盤安定制度負担金の内訳でございますが、これは後期高齢者医療と、それから国民健康保険医療にかかる負担金分であります。一般会計で受けまして、後期医療、それから国保会計へそれぞれ繰り出すこととなります。それから同じく障害者自立支援給付費負担金でございますが、これは障害者補装器具費支給事業並びに介護給付費に係る県の負担金でございます。それから節3の児童福祉費負担金でございますが、これは保育所運営費の負担金、児童手当に関する県負担分でございます。一番下でございますが、目4、農林水産業費県負担金でございますが、これは地籍調査事業に係る県の負担分でございますが、事業費の4分の3部分を計上しております。次のページをお願いします。項2、目1、総務費県補助金でございます。説明欄のところでございますが、しまね市町村総合交付金以下、前年度収入見込み額をもとに計上しているところでございます。それから目2、民生費県補助金でございます。そのうち節1でございますが、浜原・都賀行2隣保館運営費補助金、それから福祉医療費補助金が主なものでございます。それから新たに生活困窮者自立促進支援モデル事業といたし

まして、生活困窮者自立支援法の施行に伴いまして、生活困窮者が抱える課題や新たな生活支援体系による支援の成果等を把握し、制度化に向けた検討をするための補助金を計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。上段でございますが、節3のうち特別保育事業につきましては、延長保育に係る補助金、それから放課後児童健全育成事業は放課後児童クラブ運営の補助金、それから安心こども基金事業につきましては、子育て支援センター及び僻地保育所運営費のための補助金を計上しております。それから目4、農林水産業費県補助金でございます。節1のうち主なものでございますが、中山間地域等直接支払交付金は第3期対策分の交付金でございます。それから一番下になりますが、新たな項目といたしまして、ため池安全確保事業補助金につきましては、九日市地内、ため池の廃止に伴う県単独の補助金を計上しております。一番下でございますが、節2でございます、林業費補助金このうち道整備交付金につきましては、林道一本木線開設に係る補助金を計上しております。次のページをお願いをします。上段でございますが、同じく農山漁村地域整備交付金につきましては、林道魚切飯谷線舗装工事に関する補助金でございます。それからその下、目5、教育費県補助金でございます。節2のところでございますが、元県立邑智高等学校活用地域活性化交付金につきましては、島根県と旧邑智高校の財産譲渡に係る基本合意に基づきまして、取得に充当いたしました起債の償還金、それから防災公園整備償還金の3割相当額に係る補助金でございます。それからその下ですが、目6、災害復旧費県補助金でございます、これは現年林道災害復旧補助金でございます。これは湯谷上山線に係る補助金が26年災害ということで、26年現年発生の補助金として計上しております。それから目7、土木費県補助金でございます。定住促進賃貸住宅建設補助金でございますが、これには若者定住住宅建設4戸分と、それから民間事業者が計画をされておりますアパート建設分に係る県補助金でございます。それから一番下でございますが、目9、労働費県補助金につきましては、緊急雇用基金を活用した緊急雇用対策事業として、地域において産業や社会情勢に対応した多様な人材育成をすることによって雇用の拡大と処遇改善を図るための補助金が新たに設けられまして、今年度計上したところでございます。次のページをお願いをします。項3、総務費委託金の節2でございます。県税徴収委託金でございますが、これは県民税に係る徴収委託金を計上しております。次のページをお願いをします。款15、項1、目1、財産貸付収入でございます。節2のところでございますが、物品貸付収入につきましては、F T T Hによります光ファイバー施設をN T T 西日本に貸し付けておりますが、これの貸付収入でございます。次のページをお願いをします。款17、項2、目3、公共施設維持管理基金繰入金でございますが、ここには公共施設の修繕を計画的に行うことといたしまして、総務費の施設管理費へ充当し、一括管理予算をするため3000万円を繰入するものでございます。それから一番下でございますが、目9、電算機器管理基金でございますが、これは庁内イントラネットの更新時期に差しかかっておりますので、この更新の費用へ充当するため繰り入れるものでございます。次のページをお願いをします。目11、過疎対策基金繰入金でございますが、ここ

にはみさとカレッジ事業に充当するため基金を取り崩して繰り入れるものでございます。次のページをお願いします。中程のところでございますが、款19、項4、目1、商工費貸付金元利収入でございますが、これは山興緑化有限会社に貸し付けた、ふるさと財団貸付金の償還に伴う元金収入でございます。それからその下でございますが、項5、目1、造林事業受託収入でございますが、これは島根県林業公社から公社分収造林地に係る保育事業受託収入でございます。それから、ふるさとの森再生事業助成金でございますが、これは公益財団法人出雲財団が公益目的のため、健全な森林解消を図るための事業助成金でございます。次のページをお願いします。項7、目5、雑入でございます。節2のうちコミュニティ助成事業助成金でございますが、これは宝くじの社会貢献補助金として2団体を予定しております。これが500万円でございます。それから光ケーブル移設補償金でございますが、これは公共事業等施工に伴います移設による補償金を計上しております。それから節3でございます。民生費雑入のうち、新予防給付マネジメント報酬、それから地域支援委託料につきましては、邑智郡総合事務組合介護保険事業からの委託でございます。これにつきましては在宅介護支援事業へ充当するものでございます。それから地域支援事業利用者徴収金につきましては、在宅介護事業利用者からの徴収金を計上しております。次のページをお願いします。中程のところでございますが、節9消防団員退職報償金でございますが、ここには消防団員の退職金へ充当するものでございます。次のページをお願いします。款20、項1、目1、総務債でございます。節の欄でございます。節1ユートピア整備事業債でございますが、これは先程の町長施政方針にはありましたように泉源掘削に対する起債でございます。それからその下、節3定住団地整備事業債でございますが、これは粕渕野間地区5戸と、それから小松地3戸に予定をしております若者定住住宅団地の造成工事に伴う起債でございます。それから節5過疎対策ソフト事業債でございます。ここには定住対策や子育て支援、それからみさとカレッジ運営費、新たな雇用を創出する企画提案型事業、それから過疎地域活性化交付金事業、それからここにこサポート事業等の継続事業の他に、新たに先程の施政方針にもありましたように、定住対策ポイント事業として2200万円。それから、プレミアム商品券発行として1100万円。それから図書館検索システムを整備する必要がございます。ここで1240万円。それから子供医療費無料化事業として1000万円など29事業に対する起債でございます。新規事業等の財源として積極的に活用することとしております。この過疎ソフト事業でございますが、平成25年度に比較しまして117.6%、1億1050万円の増額となります。それからその下、節8でございます。地域拠点施設整備事業でございますが、これは今度入札があります多機能コミュニティセンター整備事業に対する起債でございます。それからその下目2、民生費でございます。地方改善事業債といたしまして、町道志君線、西中線の改良工事に対する起債でございます。それからその下目4、農林債の節1農道整備事業債でございますが、これは中山間地域総合整備事業に係る松代谷農道への負担金。それから節2林道整備事業債につきましては、林道一本木線開設、それから林道魚切飯谷

線舗装工事に対する起債でございます。一番下でございますが、節5集落営農事業債でございますが、これは集落営農組合への農機具購入保管庫建設に対する起債でございます。次のページをお願いします。目5、土木債でございます。節1道路整備事業債につきましては新規路線といたしまして、町道双合谷線、それから吾郷浜原線浜原大橋塗装工事を過疎債で予定をしております。それから都賀行宮内線、それから新規路線といたしまして連水線、この2路線を辺地債で、それから八神千原線、久保線、飯谷線、都賀西都賀行線を公共事業債を予定をしているところでございます。それから節2住宅建設事業債でございますが、ここには都賀行ピロティー団地改善工事に対する債でございます。それからその下節4若者定住住宅建設事業債でございますが、これは都賀西団地4戸の建設工事に係る起債でございます。それからその下、目6、消防債の節1消防施設債でございますが、これは消防ポンプ自動車、それから高規格救急自動車整備に係る江津邑智消防組合への負担金に対する起債でございます。それから目8、災害復旧債でございます。節1農林水産施設災害復旧には林道湯谷上山線とそれから災害発生の備えのための起債を予定をしております。節2公共土木災害復旧債でございますが、現年分といたしまして災害発生時の備えと、それから過年発生分の事業に充当する起債を計上しております。それから目10、臨時財政対策債でございますが、これは国の交付税の不足の穴埋めとして発行される起債であります。これが1億8000万でございます。以上、負債合計は16億9520万円となります。対前年度比140.1%、4億8500万円の増額となります。

●佐竹議長

説明の途中でございますが、ここで午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時 45分)

(再開 午後 1時 00分)

●それでは、会議を再開いたします。

●佐竹議長

番外、財務課長。

●三上財務課長

3、歳出でございます。説明でございますが、右欄説明欄の方に001とか002とか数字がございます、この数字は細目の番号となっております。歳出につきましては、目及び細目中心にした説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。それでは、款1、議会費でございます。ここには議員11名の報酬と一般職2名分の人件費及び議会運営費を計上しております。次のページをお願いします。款2、項1、目1、一般管理費でございます。町長・副町長の特別職と2名と一般職27名分の人件費、事務経費、それから職員健康診断、研修費、島根県総合事務組合、それから島根県邑智郡町村会負担金等を計上しております。それから一番下でございます、目2、文書広報費でございます。次のページをお願いします。一番上の、その他委託料でございますが、ここには例規集、追録及びデータ作成と新たに個人番号制が28年4月より実施をされることに伴い、全庁的な事務シ

システム更新に関する調査費として300万円を計上しております。一番下でございます、目5、財産管理費でございます。次のページをお願いします。ここには公用車101台分の維持管理費、それから町有施設の火災保険料他と下の方でございます、基金元金積立金といたしまして減債基金1000万円。それからその下、資金運用益積立金といたしまして、地域振興基金等の積立金の預金利息を計上しております。その下、002庁舎管理費でございますが、ここには光熱水費、電話料、エレベーター点検料、電話機リース代等が主な経費でございます。その下、003施設管理費でございます。ここには公共施設維持管理基金3000万円を取り崩して、計画的な公共施設の修繕に取り組むための経費を計上しております。次のページをお願いします。一番上でございます。004多機能コミュニティセンター建設費でございますが、ここには26年の支払い予定の設計管理費、それから工事請負費、それから備品購入費を計上しております。続いて目6、企画費でございます。説明欄001企画費でございますが、ここには施設関係委託料といたしまして、ゴールデンユートピア、その他委託にはゴールデンユートピアの温泉源の湯量が減少傾向にあるため、温泉調査等委託料3000万円を、それから機械器具費にはユートピア・ゲストハウスの布団の更新、それから中山間生活サポート事業といたしまして、無店舗地域の買い物不便解消のための車両購入費300万円を計上しております。それからその他負担金でございますが、新たな定住対策といたしまして40歳未満対象に町外からの町内住民の定住の促進を図るため定住転入、それから結婚、出産等に対し、それぞれポイントを交付をいたし、その1ポイント1万円とするポイント制度の経費として2200万円を計上しております。それからその下、他補助金でございます。ここにはコミュニティ宝くじの女性団体2団分500万円が主なものでございます。次のページをお願いします。002定住推進費でございます。ここには田舎暮らしコーディネーター賃金、それから工事請負費でございますが、ここには定住支援住宅改修1戸分を計上しております。一番下でございます。その他補助金のうち、新たな政策といたしまして、UIターン者が定住のため、空き家バンクへ登録された空き家を改修した場合、改修費用の2分の1、上限50万円を交付する経費として150万円、3戸分を計上しております。それから、003公共交通対策費でございます。ここには三江線利用促進や生活バス路線の運行維持に要する経費と、それから既存の交通システムを再編するため、実証運行計画業務委託250万円を計上しております。次のページをお願いします。006新エネルギー推進費でございます。ここにはペレットストーブ、太陽光発電の設備導入への補助金と新たに新エネルギー発電の可能性検討業務委託料として200万円を計上しております。これが主なものでございます。一番下でございますが、013地域おこし協力隊推進費でございますが、これは、地域団体23名と協力隊のコーディネーター1名分の人件費と活動に係る経費を計上しております。次のページをお願いします。015みさと力創造事業費でございます。将来の美郷町を担っていく人材と産業を一体的に育てる仕組みとして設立しましたみさとカレッジの業務委託費、それからカレッジ研修生の生活支援費1名分、報奨金につきましては企業コ

ンテスト経費と普及科の講師謝金、その他委託につきましては、カレッジ確立業務委託、それから産業ビジョンの策定委託料を計上しております。次のページをお願いします。一番下の、その他補助金でございます。ここには企業資金支援補助金として2件分を計上しております。それから目7、支所及び出張所費でございますが、ここには、大和事務所の維持管理経費を計上しております。次のページをお願いします。目10、001諸費でございます。ここには臨時職員の賃金、それから社会保険料を始め、情報公開、個人情報保護に関する経費、行財政改革に関する経費、それから邑智郡総合事務組合の一般管理費負担金等を計上しております。次のページを願ひいたします。003自治振興費でございますが、ここには105単位自治会と13連合自治会に対し、嘱託費や自治会運営助成金、それから活動支援経費の他、交流センター4名、集落支援員9名分の賃金、報償金を計上しております。一番下の交付金でございますが、ここには13連合自治会と自治協議会の機能強化、それから活動の維持、活性化等に対する地域力UP交付金として397万円、それから、地域の新たな仕組みづくりや課題解決のための支援として、過疎地域活性化交付金、これ4団体分でございますが、1500万を計上しているところでございます。次のページをお願いします。目12、電子計算機でございます。説明欄001、電子計算機管理費でございますが、ここには本庁舎とデータセンター及び17拠点のネットワークの運営費と内部情報システムの保守に関する委託料等を計上しております。それからこののうち、その他委託につきましては、行政系のイントラネットの更新時期となるため、その経費1300万円を計上しております。それからその下、002電算共同処理費でございますが、ここには邑智郡総合事務組合へ対する運営費の負担金でございます。それから、003みさと光ネット運営費でございますが、ここには平成22年度に整理をされました光ファイバー網によりインターネットやIP電話サービス、それから告知端末放送、地デジ放送の再送信を行う経費を計上しております。次のページをお願いします。項2、目1、税務総務費でございますが、ここには一般職4名分の人件費と事務経費が主なものでございます。それから下でございますが、目2、賦課徴収費でございます。ここには町税の賦課徴収に係る経費を計上しております。次のページをお願いします。項3、目1、戸籍住民基本台帳費でございますが、ここには、一般職2名分の件費と事務経費、経常的な事務経費が主なものでございます。次のページをお願いします。項4、選挙費でございますが、ここには27年4月に予定をされております島根県知事選挙経費を計上しております。次のページをお願いします。目6、農業委員会選挙費でございますが、これは7月31日任期満了の農業委員の選挙経費が計上しております。次のページをお願いします。項5、統計調査費でございますが、ここには今年度実施されていきます調査経費を計上しております。1枚飛んでいただきまして、53ページをお願いします。款3、項1、目1、社会福祉総務費でございます。説明欄のところ、001社会福祉総務費につきましては一般職9名分の人件費と事務経費、それから、大きなものといたしまして各種団体運営補助金、このところには社会福祉協議会の補助金3504万6000円が主なものでございます。それか

ら一番下になりますが、他会計繰出金には、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。それから、002福祉医療費でございますが、ここには重度心身障害者及び一人親家庭に対しての医療費助成分を計上しております。次のページをお願いします。004介護保険費でございますが、この一番下のところでございます、他会計繰出金でございます。これは介護給付費認定審査、管理費及び地域支援事業負担金に当たりますが、これを邑智郡総合事務組合への負担金として計上しております。それからその下、005国民年金費でございます。ここには一般職1名分の人件費と事務経費が主なものでございます。次のページをお願いします。006臨時福祉給付金事業費補助金でございます。これは新たな種目でございますが、これは平成26年4月より消費税が8%へと引き上げられることに伴い、ちょっとこの低い家庭への負担の影響緩和のための臨時的な措置として支給をされるものでございまして、26年度町民税非課税者を対象に1万円を、それから老齢基礎年金等の受給者には5000円が加算して給付をされます。その下、同じく007子育て世帯臨時特例給付金でございますが、ここには児童手当支給対象児童に対し1万円を給付をする事業でございますが、これはいずれも、全額国庫補助金で賄われことになっております。それから目2、001共に社会福祉施設費でございますが、ここには浜原、都賀行両隣保館の運営費を計上しております。次のページをお願いします。一番下のところでございますが、目3、障害者福祉費でございます。これは次のページをお願いをします。大きなものとしてその他委託、ここには地域活動支援センターの委託料が600万円、それから障害者相談支援事業委託料240万円等を計上しております。それから法律の規定による扶助でございますが、ここには生活介護施設入所支援、就労移行支援等が主なものでございます。その下の単独補助、このところには人口透析の通院費、障害者の通所等に要する扶助でございます。それからその下、002特別障害者手当でございますが、ここには特別障害者手当、障害児童福祉手当を計上しております。下のところでございます、目4、001共に老人福祉費でございます。下から二段目のところ、その他負担金でございますが、ここには後期高齢者医療広域連合への事務費の負担金、一番下の各種団体運営補助金につきましては、デイサービスセンター、特養老人ホームと社会福祉法人の建設償還助成をしております。次のページをお願いします。上から2行目でございますが、他会計繰出金、ここには後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を計上しております。その下、002在宅介護支援費でございますが、ここには一般職3名分の人件費とそれから、その他委託がございまして、その他委託には介護予防活動事業相談事業、新予防給付、ケアマネジメントの委託料、これが主なものでございます。003老人措置費でございますが、次のページをお願いします。下の段でございますが、法律の規定による扶助でございますが、ここには養護老人ホーム入所者措置費50名分を計上しております。続きまして、項2、目1、児童福祉総務費でございます。ここには、一般職3名分の人件費と次のページをお願いします。一番上のところでございますが、その他委託、ここには町外保育所への児童委託、それから各種団体運営補助金につきましては、町内に保育所への児童措置費運営費

等の補助金でございます。その下の、その他補助金でございますが、ここには都賀保育園の大規模改修600万円の他、延長保育、障害児保育事業等2施設への補助金でございます。それからその下、単独扶助、ここには中学校卒業までの医療費の無料化に係る経費を計上しております。続きまして目2、児童手当費でございます。3歳未満の子供には月額1万5000円、それから中学校終了前の子供については1万円、これらを支給する経費でございます。その下、目3、001共母子福祉費でございます。ここには児童施設入所に伴う措置費を、002児童扶養手当費、ここにつきましては、児童扶養手当は母子家庭、父子家庭等を対象とした児童扶養手当に関する経費を計上しております。それから一番下の表になりますが、目4、児童福祉施設費でございます。次のページをお願いします。下のところでございます。002子育て支援事業費でございます。一番下の、その他委託の500万円でございますが、これは社会福祉法人邑智会へ子育て支援センター業務を委託するための経費でございます。次のページをお願いします。項3、目1、生活保護総務費でございますが、ここには福祉事務所運営経費を計上しております。その他委託の525万5000円でございますが、ここには生活困窮者自立支援法の施行に伴いまして、生活困窮者が抱える課題や新たな生活支援体系による支援の成果等を把握するため、この委託料を計上しております。一番下でございます、目2、扶助費でございます。ここには生活扶助費の他、住宅扶助、教育扶助、医療扶助等、それから小口生活資金等の貸付金を計上しております。次のページをお願いします。一番下のところの償還金でございますが、これは実績に伴います平成25年度国県補助金の返還金を計上しております。続きまして款4、項1、目1、保健衛生総務費、001も保健衛生総務費でございますが、ここには、一般職7名分の人件費と経常的な事務経費、次のページをお願いします。その他負担金がございますが、ここは公立邑智病院への負担金でございます。一番下のところの、他会計繰出金。ここには簡易水道事業特別会計への繰出金を計上しております。それから、002保健対策費でございます。この大きなものの、その他委託でございますが、ここにはがん検診を初めといたしまして、各種の健康診断委託料を計上しております。それから、003母子保健費でございますが、ここには妊婦健診、乳幼児健診等に係る経費を計上しております。次のページをお願いします。目2、予防費でございます。001予防費の、その他委託でございますが、ここには乳幼児、児童を対象とした定期予防接種、それから高齢者を対象とした任意予防接種、結核予防接種、健診、それからインフルエンザ等予防接種の委託料を計上しております。次のページをお願いします。目3、環境衛生費でございます。001のところの、他会計繰出金、ここには下水道事業特別会計への繰出金でございます。それから、002火葬場費でございますが、ここには眺江苑及び大和斎場の運営、それから維持管理に要する経費を計上しております。一番下のところ、目4、診療諸費でございます。他会計繰出金には君谷診療所特別会計へ109万9000円。それから国民健康保険診療所特別会計の繰出金28831千円を計上しております。次のページをお願いします。項2、目1、清掃総務費でございます。一般職1名分の人件費と経常的な事務

経費が主なものでございます。目2、塵芥処理費でございます。ここには邑智郡総合事務組合クリーンセンター笹畑への運営費、建設費等の負担金でございます。同じく目3、し尿処理費も邑智郡総合事務組合志谷苑の運営、建設整備等に係る負担金でございます。次のページをお願いします。款5、項2、目1、労働費でございます。005雇用創出企画提案事業でございます。これは新規事業でございますが、民間事業者が新たな事業分野に取り組み新規雇用を創出した場合、新規雇用者の人件費相当額の一部を上限1000万として助成をするものでございます。失礼しました。005は今までの継続事業でございます。006地域人づくり、これが新規事業でございます。これが、緊急雇用基金を活用した雇用対策事業といたしまして、地域において、産業や社会情勢に応じた多様な人材育成をすることによって若者や女性、それから高齢者等の潜在能力を引き出し、雇用の拡大と処遇改善に向けた取り組みを行う事業でございます。委託事業によって実施をするものでございます。それから款6、項1、目1、農業委員会費でございますが、農業委員会委員の報酬、それから一般職1名分の他、委員会の事務経費に係る経費を計上しております。次のページをお願いします。目2、農業総務費でございます。ここには一般職7名分の人件費と経常的な事務経費を計上しております。次のページをお願いします。目3、農業振興費でございます。001説明欄その中の、その他委託でございますが、ここには産直運営管理委託料と産業祭実行委員会への委託料を計上しております。次のページをお願いします。一番上でございます。その他補助金でございます。ここには農産物と振興事業に740万円。それから青年収納給付金2名分といたしまして300万円。それから半農半X支援補助金1名分といたしまして144万円。それから農業制度資金の利子補給150万、これらがその他補助金の主なものでございます。003中山間地域直接支払事業費でございますが、これは第3期対策の3周年となります。5年以上農業を続けることを協定した農業者の方に対して交付金を交付するものでございます。それから、006集落営農育成事業でございますが、これは集落営農組織に貸与する農機具の購入費、それからその格納庫の整備に要する工事費でございます。その他補助金がございますが、ここには集落営農組織が農機具の更新に要する費用の一部を助成するための経費でございます。一番下の、013特産品開発事業でございます。ここには、山くじらの認知向上と消費拡大。それから販路整備の地域ブランディングPR活動等の経費を計上しております。次のページをお願いします。019多面的機能支払交付金事業でございます。農業農村の多面的機能の維持、それから発揮を図るために、農道や水路等の日常の管理と保全活動及び農業施設の長寿命化のための補助金でございます。これは全体額の町費負担であります4分の1部分を交付するものでございます。あと残りは国の方で交付されるということです。次のページをお願いします。026薬草薬樹の郷づくり事業でございます。これは新規事業といたしまして、薬草薬樹を活用した新たな地域産業を行うため、栽培指導員や試験栽培、それから産地化のための生産地や拡大、加工品の開発を行うための経費を計上しております。一番下の、目5、農地費でございます。001農地総務費、ここには一般職3名分の人件費と事

務経費を計上しております。次のページをお願いします。この中の工事請負費のところでございますが、ここには県単ため池安全確保事業といたしまして、九日市地内のため池の廃止に伴う経費、それからその他で補助金、ここには中山間ふるさと水と土事業の経費を計上しております。補助金となります。それから002農道整備事業でございますが、これは大邑農道保全事業の県への負担金を計上しております。それから、003中山間地域総合整備事業でございますが、国県事業負担金がございますが、国県事業負担金には防火水槽として197万5000円。それから農道松代谷線2000万円。その他用水路、圃場整備等の経費230万円を計上しております。それからその下の、005地籍調査事業でございますが、これは町長の施政方針でも申しあげました新規地域として、河木谷2地区を調査をいたしまして、一応今年度で一筆調査を終わります。継続地域として乙原地区他8地域の経費を計上しております。次のページをお願いします。006農業集落排水事業でございますが、ここには下水道事業特別会計への繰出金でございます。それからその下、項2、目1、林業総務費、これは一般職1名分の人件費、経常的な事務経費の他、緑の担い手育成支援事業の補助金等を計上しております。次のページをお願いします。目2、林業振興費でございます。001林業振興費には有害鳥獣捕獲奨励金の他、被害防止対策関係経費を計上しております。それから、002造林事業費でございますが、これは島根県林業公社からの受託事業の他、各種補助事業により実施をする間伐や枝打ち等の事業が主なものでございます。それからその下、003林道事業費、ここには一般職1名分の人件費、それから次のページをお願いします。工事請負費でございますが、林道一本木線開設、それからその他負担金、ここには大規模林道日野金城線の受益者組合への負担金を計上しております。一番下のところです。款7、項1、目1、商工総務費でございます。一番下のところに各種団体運営補助金には、ここへは商工会への補助金を計上しております。次のページをお願いします。目2、商工業振興費、この中の各種団体運営補助金でございますが、これは町内消費の拡大と商店の活性化を図るため、20%のプレミアムをつけた商品券の発行に対し、プレミアム分として1000万、それから事務経費100万円を商工会に対して助成をするものでございます。それから、目3、観光費でございます。その中の、その他委託でございますが、ここには中国自然歩道管理委託、それから観光船維持管理委託、各種団体運営補助金を計上しております。それから、各種団体運営補助金には観光協会の補助金460万円。また、新規事業といたしまして観光サポーターを通じて県外から美郷町に宿泊する方に対して、一部を助成し地域経済の活性化を図るための補助金として100万円。それから、三瓶山の広域ツーリズム振興協議会等の負担金を計上しております。次のページをお願いします。款8、項2、目1、道路橋梁総務費でございます。一般職1名分の人件費の他、道路台帳整備委託、それから島根県土木協会や各種同盟会等への負担金が主なものでございます。その下、目2、道路維持費でございますが、ここには公共施設環境美化といたしまして、各賃金、その他の経費を計上しております。次のページをお願いします。上から3段目、施設関係の委託ですが、ここには除雪・崩土・崩落

作業等に係る経費1000万円でございます。それから、その下の工事請負費でございますが、ここは町道を始めとする道路の維持工事費1000万円と、それから通学路対策として、外側線、側溝蓋の整備など100万円を計上しております。目3、道路新設改良費でございますが、一般職3名分の人件費と、それから次のページでございます。工事請負費が主なものですが、継続路線といたしまして町道は八神千原線、都賀行宮内線、久保線、飯谷線、都賀西都賀行線。新規路線といたしまして、二タ合線、連水線。地方改善対策事業で志君線、都賀西中線の改良工事に係る事業費総額3400万円。それと県道改良に伴います竹地区の集団移転の造成経費250万円を計上しております。国県事業負担金これにつきましては県道改良及び急傾斜事業に対する県事業への負担金でございます。その下、目4、橋梁維持費でございます。ここには浜原大橋塗装工事の経費を計上しております。それからその下、項3、目1、河川総務費でございます。002河川維持費、ここには潮谷川の公園管理委託料、江の川堤防の除草委託と河川浄化の工事費を計上しております。次のページをお願いします。項5、目4、公共下水道費、ここには下水道事業特別会計への繰出金を計上しておりますが、地方債償還金の減額によりまして、総体として減額となっております。それから、下でございます。項6、目1、住宅管理費でございます。一般職2名分の人件費、それから町営住宅45団地121棟255戸分の維持管理費を計上しております。次のページをお願いします。目2、住宅建設費でございます。001住宅建設費、ここには町営住宅長寿命化計画に基づいた町営住宅の建設及び改修工事に要する経費で、今年は都賀行ピロティー団地の改善工事を計画をしております。その下、002若者定住住宅建設でございますが、都賀西団地4戸分と27年度建設予定をしております野井地区5戸と小松地地区3戸分の住宅の設計委託料を計上しております。その下、003若者定住住宅団地造成事業でございますが、ここには都賀西団地の外構整備と新たに先程言いました野井地区、それから小松地地区の敷地造成経費を計上しております。次のページをお願いします。款9、項1、目1、常備消防費でございますが、ここには江津邑智消防組合の負担金でございます。それからその下目2、非常備消防費でございますが、ここには美郷町消防団の本部、それから11分団の活動費、それから車両28台分の維持管理費を計上しております。それから、工事請負費のところでございますが、今年は新たに自動車分団の移築工事、それから滝原地区に防火水槽1基を計上しております。次のページをお願いします。目5、災害対策費でございます。その中のその他委託でございます。ここには今年度新たにハザードマップの更新経費350万円を計上しております。その他、避難所看板製作の委託、それからデジタル無線の点検委託、それから一番下のその他補助金、ここには住宅耐震診断、それから住宅耐震改修に対する補助金を計上しております。次のページをお願いします。款10、項1、目1、教育委員会費でございます。002スクールバス管理費でございますが、ここには邑智小のスクールバス4台、それから町のスクールバス2台分の維持管理、それから業者への運転委託、それから比之宮方面と邑智中学校の沢谷方面へのバスの委託料を計上しております。目2、事務局費でございます。こ

こには教育長と一般職2名分の人件費と経常的な経費を計上しております。次のページお願いします。この中の国県事業負担金がございますが、ここには指導主事の派遣に伴う県負担金を計上しております。それからその下、項2、目1、学校管理費でございます。邑智小学校と大和小学校の校務員2名分の人件費、それから次のページをお願いします。臨時職員の賃金がございますが、図書司書並びに、ここにこのサポーター賃金等を含みます維持管理運営費を計上してございます。次のページをお願いします。項3、目1、中学校の学校管理費でございます。中学校の校務員2名分の人件費、それから図書司書、それからここにこのサポーター賃金を含む管理運営経費を計上しております。次のページをお願いします。一番下の、その他補助金500万1000円でございますが、ここには邑智中学校通学費の補助金、それから各種競技会出場の補助金等を計上しております。それからその下、目2、それから001ともに教育振興費でございます。今年度新たに施政方針でもありました学習意欲のある中学生を対象に、公営の学習塾を開講し、学習環境を整えるための費用として委託料530万円を計上しております。それ以外にその他2中学校の図書、それから教材備品の購入費、それから準要保護生徒等に対する援助費等を計上しております。次のページをお願いします。項6、目1、001教育総務費でございます。一般職5名分の人件費と経常的な経費、それから報奨金が一番下でございますが、ここには放課後子どもプランスタッフの謝金が主なものでございます。次のページをお願いします。それ以外の経費といたしまして、美郷大学運営の委託、それから学校地域支援本部事業、ふるさと教育推進事業、人権啓発活動に係る経費等を計上しております。それからその中の国県事業負担金でございますが、ここには社会教育主事派遣に伴います県への負担金を計上しております。その下、002社会教育施設でございますが、ここには町内17カ所の集会所の指定管理料と直営の3集会所、それから鴨山記念館ふるさとのおおち伝承館の経常的な維持管理費を計上しております。次のページをお願いします。目2、公民館費でございます。町内6公民館の嘱託職員の賃金、それから維持管理事業経費等を計上しております。次のページをお願いします。目3、図書館費でございます。これは27年度開設予定の町立図書館の開設に係る費用と図書司書の賃金、それから邑智地域と大和地域の現在やっております、図書室業務の委託料でございます。大きなものとして、その他委託料でございますが、ここには今度開設をします図書館の管理システムといたしまして、この構築する必要があることが1240万円、それから一行飛んで庁用器具費、ここには1万冊の図書購入経費を計上しております。次のページをお願いします。項7、目2、体育施設費でございますが、ここには町民体育館7館、それから屋内ゲートボール場3カ所、都賀西のグラウンド及びふれあい広場の維持管理費を計上しております。次のページをお願いします。それから二段目の施設関係委託でございますが、ここにはカヌーの里の指定管理料、それから1つ飛んで、機械器具費でございますが、今年度新たにカヌーやヘルメット救命胴囲の更新費用を計上しております。その下目3、学校給食費でございますが、4小中学校の給食の学校給食会の委託料と火災保険料でございます。このうち、その他委託料につきま

しては、調理員や運転士の人件費、それから建物の維持管理に伴う委託でございます。一番下の、その他補助金でございますが、これは施政方針にもありましたように子育て支援の一環として、今年度より給食用の食材費の3割程度を助成するための経費として、630万8000円を計上しております。款11、項1、目2、農業施設災害復旧費でございますが、これは不測の事態に対応するための経費を計上しております。それから目3、林業施設災害復旧費でございますが、これは26年災害となります林道湯谷上山線の復旧工事費を計上しております。次のページをお願いします。項2、目1、土木施設災害復旧費でございます。001現年分といたしまして、災害発生など不足の事態に対応するための経費を計上しております。それからその下002過年発生災害復旧費は25年発生分が過年となったための経費を計上しております。それから下の段でございます。款12、項1、目1、元金でございますが、これは起債償還金の元金分でございます。次のページをお願いします。目2、でございます。利子ですが、これも同じく起債償還の利子を計上しております。公債費は合計で前年度より1億1850万余り増額となっておりますが、このうち交付税で公債費算入分として、約9800万円ぐらい公債が算入をされるという予定にしております。それから一番下でございます。款14、項1、目1とも予備費でございます。今年度500万円を計上しております。次のページ以降、参考資料といたしまして、地方債の状況、それから債務負担行為の関係、給与費等の明細を計上しております。それから議会説明資料といたしまして、予算に関する説明資料をつけておりますが、この中に財務課のところにも、平成26年度当初予算の概要を添付をしておりますので、また後ほどご覧いただいて参考にしていただきたいと思います。以上で、議案第22号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

●佐竹議長

番外、住民福祉課長。

●渡邊住民福祉課長

上程いただきました議案第23号につきまして説明いたします。議案23号、平成26年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。平成26年度美郷町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ315万8000円と定める。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。5ページをお開きください。2、歳入でございます。款2、県支出金、項1、県補助金、目1、住宅費県補助金。本年度予算額33万円。これは住宅新築資金償還事務に係る経費の補助金でございます。款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金。本年度予算額11万円。事務に対する他会計繰入金でございます。款4、諸収入、項1、雑収入、目1、納付金。本年度予算額271万8000円でございます。これは個人償還金の現年分について142万7000円。滞納繰越分として129万1000円を計上しております。6ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、土木費、項1、住宅費、目1、住宅新築資金貸付事業費。本年度予算額44万円。償

還事務に係る経費でございまして、主な支出は大変すみません、あの測量設計委託となっておりますが、その他委託としまして、新築資金システムの保守委託料19万5000円でございます。款2、公債費、項1、ともに公債費、目1、元金。236万6000円。これは元金分の償還金。目2、利子でございまして35万2000円を計上でございます。以上議案第23号の説明を終わらせていただきます、ご審議の程よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第24号につきましてご説明いたします。議案第24号、平成26年度美郷町簡易水道特別会計予算。平成26年度美郷町の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6917万4000円と定める。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、第2表地方債による。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。6ページをお開きください。まず歳入の説明をいたします。2、歳入。款1、項1、目1でございます。ここに書いてありますように、水道使用料でございます。前年度の実績にプラスアルファをした形で、節1、節2にそれぞれ現年、滞納繰越分、それぞれを計上をしております。目2の加入金でございますが、一応今確定しております都賀西若者定住4戸分、これを想定をしております。目3、雑収入。これにつきましては説明に書いてありますように、水道開栓料等々の手数料ということになっております。その下の項2、目3、雑収入。これにつきましては前年度対比で150万減額となっておりますが、25年度の町道谷川線道路改良に伴う水道施設の移転費、これがなくなりましたので、150万円の減という形で予算となっております。続きまして、款3、項1、目1、簡易水道事業補助金です。これは昨年、平成25年度は24年の事業繰越をして消化をしております、それに対して平成26年度分は現年から国庫補助事業をやるということで、前年度対比としては大幅に増えた形となっております。では、次を見ていただきまして7ページ。款5、項1、目1、一般会計繰入金です。一般会計の方でもありましたように、一般会計からの繰入金5773万3000円ということになっています。比較として減っておりますが、これはまた支出の方でも話をしますけれども、先程出ました谷川線の水道移転補償とか、それから粕淵の浄水場のマクロ化を昨年25年度は予算計上しておりました。そういったものが今回は通常の維持修繕費用になっておりますので、大幅な減額ということになっております。それから町債ですけれども、款7、項1、目1の簡易水道債です。これにつきましても先程申し上げましたように、26年度は新たに予算を補助事業を、またスタートいたしますので、

昨年25年は、24年の繰越分ということで、当該年度25年の予算と対比するとこのような形で増額になっております。それでは飛びまして8ページから歳出に移ります。歳出でございます。款1、項1、目1、簡易水道事業費。いわゆる運転経費ということになります。歳入でも話しましたように、この比較で2219万の減となっておりますが、その内訳として25年度予算を立てておりました谷川線の水道移転、それが150万。それから粕淵の浄水場のマクロ化の取替え、これが2060万やりまして、2210万の前年度対比で2210万の減となっております。基本的にはその他の費目については、多少の増減ではありますが、余り変わってない予算ということになっております。9ページをお願いします。9ページは目1、簡易水道建設事業費ということで、酒谷石原の統合簡易水道。この事業を今年もやります。延長は約5000メートルぐらいの配管のみの事業ということになっております。ということで前年度対比からすると1億880万というふうな増額になっておりますが、先程申しましたように25年は24の繰越分の事業ということで、こういった対比になっております。公債費、款2、項1それぞれ目1、目2で元金、利子それぞれでございます。こちらの方でも元金分が増え利子分が減るという形で予算となっております。10ページは予備費ということで30万上げております。以下11ページ以降は給与費明細等々が添付されております。以上で議案第24号の説明を終わります。

続きまして議案第25号。平成26年度美郷町の下水道事業特別会計予算の説明をいたします。議案第25号。平成26年度美郷町下水道事業特別会計予算。平成26年度美郷町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6447万円と定める。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山良材。これも6ページをご覧ください。歳入となります。款1、項1、目1、下水道使用料、目2加入金ということになっております。それぞれ節1、節2に現年分と滞納繰越分を計上しております。それからその下の項2、目1、下水道使用料と目2の下水道加入金、これは農業集落排水になります。この分はここに節の1、現年分で加入金が100万上げておりますけれども、都賀西の4戸分加入金25万かける4戸分ということで100万を計上しております。その下は、項3、小規模集合排水の下水道使用料及び加入金という形で上げております。次をめぐっていただきまして、項4の合併浄化槽。これも下水道使用料と加入金を上げております。その中で、目2、下水道加入金の375万。これにつきましては今年度10基分、26年度として新規に10基分施工するのと、それから今のところ25年度分5基繰り越す予定にしております。その関係で15基分の加入金ということで想定をしております。それから一番下になりますけれども、一番下の雑収入ですね。これは

下水道移転費。これがあの谷川線で計上しておりましたので、本年は谷川線25年で完了しましたので、なくなったということでこういう形になっております。8ページをお願いします。8ページの国庫支出金、款2、項1、目1の下水道費国庫補助金です。これにつきましては、合併浄化槽のみ昨年は農業集落排水機能強化事業でやっておりました、それも終わりました、本年は合併浄化槽10基分の施工ということで、当初予算に計上させていただきます。それから繰入金です。款4、項1、目1の一般会計からの繰入金、公共下水道5783万1000円、運転費それから公債費分等です。集落排水は9942万8000円。小規模集合排水805万2000円。合併浄化槽が2658万6000円という形で上がっております。次のページが繰越金でございます。その一番下の款6、項1、目1の下水道事業債、これが建設費のところでも述べましたように、節4の特定地域生活排水処理施設事業債ということで1300万。下水道債を計上しております。それでは10ページの歳出の方をお願いいたします。10ページ、款1、項1、目1の特定環境保全公共下水道。一応運転費ですので、通常の人件費及び修繕、主に水道光熱費と、それから修繕費、それから施設の民間への委託管理、そういったものが主なものとなっております。続きまして11ページをお願いいたします。款1、項2、目1、農業集落排水事業費でございます。これは農業集落排水の運転費ということになっておりました、公共下水と同じようにですね、維持管理に係るもので、主なものとしましては次の12ページにありますように、光熱水費、修繕費、施設の管理委託費というものが主なものとなっております。続きまして項3の小規模集合排水事業費でございます。これは建設はございませんので、運営だけということになります。12ページから13ページにまたがっております。これも主なものは光熱水費、修繕費、それから施設の管理委託費という形になっております。その下の項4、特定地域生活排水、目1の特定地域。いわゆる町村設置型、町管理型の小型合併浄化槽になります。この光熱水費、これも同じように主なものは電気代等の光熱水費、それから修繕費。こういったものは修繕費は経年によります、かなりブローアが壊れてくる箇所がございますので、定期的に壊れたら修繕をするということで、125万を入れております。手数料は法定検査関係の手数料になります。施設委託管理合併浄化槽の民間へ委託しとる通常日常点検、これが1867万3000円ということでございます。14ページが、これ建設の方になります。目2、特定地域生活排水建設事業費ということです。2257万3000円ですが、そのうち工事費が2180万ということで、一応これ10基分というふうに想定をしております。その下項5、目1、個別排水処理です。これは市町村設置型ではなくて個人管理型の浄化槽になります。これも維持費につきましては、先程の特定地域と同じような形で施設管理費151万3000円というものが委託費が主なものでございます。で、15ページです。これは公債費になります。公債費の説明ですが、目1、元金と目2の利子ということでトータルで1億6080万1000円ということになっております。予備費は20万の計上しております。それから、ちょっとさかのぼりまして、先ほど簡易水道ではちょっと言うのを忘れておりましたが、あ

の3ページの地方債ということで下水道債の限度額1300万を限度として、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに書いてるとおりでございますのでよろしく願いをいたします。以上が下水道の特別会計。議案第25号の説明でございます。よろしく申し上げます。

●佐竹議長

番外、保健衛生課長。

●窪田保健衛生課長

続きまして上程いただきました議案第26号について説明いたします。議案第26号、平成26年度君谷診療所特別会計予算。平成26年度美郷町の君谷診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出のそれぞれ517万3000円と定める。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。5ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、項1、外来収入。目につきましては保険制度毎に1から5に分類して計上しております。目の計をご覧ください。本年度予算額204万5000円。1カ月当たり17万程度の診療収入を見込んでおります。次に項2、目1、その他診療報酬収入13万円。インフルエンザ等の予防接種料などございます。次ページをお願いいたします。款3、項1、目1、一般会計繰入金109万9000円。支出総額から診療収入と補助金収入を除いた不足分を、一般会計からの繰入金として計上いたしております。款4、項1、目1、保健衛生費補助金。本年度予算188万9000円でございます。補助対象経費から診療収入分を除いた額の3分の2を補助金計上するものでございます。続いて歳出でございます。7ページをご覧ください。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費でございます。主なものといたしましては、沢谷診療所と事務を兼務しております嘱託職員賃金6月分を計上しております。また診療委託料95日分相当分として243万円を計上しているものでございます。次に款2、項1、医業費、目3、医薬品衛生材料費133万4000円。予防接種ワクチン投薬用の薬代の購入費でございます。以上で議案第26号の説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

次に議案第27号について説明いたします。議案第27号、平成26年度美郷町国民健康保険特別会計予算。平成26年度美郷町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億28万円と定める。歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付の各項に計上した予算額の過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。7ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、項1、国民健康保険税、目1、一般被保険者国民健康保険税。本年度予算80

01万6000円。目2、退職被保険者等国民健康保険税。予算額1242万3000円を見込んでおります。収納率は94%として計上しております。次ページをお願いいたします。ページ下段でございますけれども、款5、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、高額医療費共同事業負担金416万9000円。歳出の方にですね、この事業に対しまして町の拠出金を計上してございまして、国庫の負担分拠出金の4分の1相当額を計上しております。目2、療養給付費等負担金。予算額8758万1000円でございます。平成25年度の決算見込額を計上させていただきました。次ページをお願いいたします。ページ中程でございます。款5、項2、国庫補助金、目2、財政調整交付金。市町村間の医療費や所得格差を全国レベルで調整するための交付金でございます。3277万4000円でございます。次に款6、項1、目1、療養給付費交付金。予算額4100万8000円。退職者医療保険制度の被保険者の医療費につきまして、基準額から保険料を除いた額が交付されるものでございます。次ページをお願いいたします。款7、項1、目1、前期高齢者交付金。本年度予算額2億5117万9000円。前期高齢者医療制度に基づきます交付金でございます。65歳から74歳までの医療費に対して交付され、保険者間で医療費を調整する制度でございます。各保険者が一定の基準によりまして納付金を納めまして、これを原資に医療負担の多い保険者に交付されるものでございます。次に項1、県負担金、目1、高額医療費共同事業負担金。予算額416万9000円。国庫負担金と同様に、拠出金の4分の1相当を計上しております。項2、県補助金、目1、財政調整交付金。予算額2555万8000円。うち普通調整交付金としまして2184万9000円は一般被保険者医療費、後期高齢者支援金、介護納付金についての県負担分として、町の拠出額の6%相当を計上するものでございます。特別調整交付金370万9000円は特定健診などの保健事業、あるいは医療費適正化事業に係る経費の県負担分として平成24年度の実績相当分を見込んで計上しております。次ページをお願いいたします。款10、項1、目1、共同事業交付金。予算額8642万8000円。高額医療費共同事業交付金としまして1667万6000円を計上しております。歳出の同事業拠出金相当額を計上しております。1件の医療費が80万を超えた場合に保険者の負担減のために交付されるものでございます。保険財政共同安定化事業交付金6975万2000円は高額医療費共同事業と同様の趣旨でございまして、1件の医療費が30万を超えた場合、一定の基準により交付されるものでございます。次に款13、繰入金、項1、基金繰入金、目1、国保基金繰入金。本年度予算額2702万6000円。本年度961万2000円の予備費を組んでおりますけれども、この予備費を含む歳出予算を確保するため、収入不足の補てん金として基金を取り崩して計上するのでございます。続いて項2、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金でございますが、いずれも国民健康保険法に定められた法定繰入金でございまして、保険税の軽減額に相当いたします保険基盤安定制度繰入金、職員給与等の繰入金、福祉医療費助成事業による医療費の波及相当額、補助金が、医療費が波及するということで減額されておりますので、その相当分131万6000円を計上しております。次ページをお

願いいたします。説明欄をご覧ください。財政安定化支援事業繰入金699万6000円は低所得者の割合が高いなどの要因による影響額を補てんするものでございます。出産育児一時繰入金につきましては2名の給付を予定しておりまして、その3分の2の繰入として計上しております。続いて歳出でございます。14ページをご覧ください。款1、項1、目1、一般管理費。職員2名分の人件費と国保連合会への電算化共同事業委託料131万2000円が主なものでございます。次ページをお願いいたします。ページの下段になりますけれども款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費。予算額3億8057万1000円でございます。一般被保険者医療費の保険者負担分として1月当たり3171万円相当の医療費を計上しております。次ページをお願いいたします。目2、退職被保険者等療養給付費。予算額3772万3000円。被保険者が増えるというふうに予想しておりまして、前年に比べて1569万円の増額予算でございます。月額314万程度を計上しております。次ページ、17ページをご覧ください。項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費。5335万5000円計上しております。前年に比ばまして113万5000円で減額しております。目2、退職被保険者等高額療養費。本年度予算額418万円。医療費の個人負担分が高額になった被保険者に対する医療費の追加助成制度でございます。次ページをお願いいたします。18ページでございます。ページの下段になります。款3、項1、目1、後期高齢者支援金。後期高齢者医療制度への納付金として後期高齢者の医療費に係る約40%をこの会計から拠出をすることで計上しております。20ページをお願いいたします。款6、項1、目1、介護納付金。新年度予算額2705万5000円。介護保険制度への納付金相当額として計上するものでございます。次に款7、項1、目1、共同事業医療費拠出金。8646万9000円。説明欄をご覧ください。共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金とも歳入で説明いたしました本事業の交付金に相当するものでございます。ページ下段から次のページになりますけれども、款8、保健事業費でございますが、健診費用や各種ガン検診等の委託料、その他事務費でございますして、被保険者の疾病予防、重症化防止、健康づくり啓発に係る予算といたしまして項1、特定健康診査等事業費に372万6000円。項2、保健事業費に481万1000円を計上しております。なお、邑智病院へ外来ドッグ20名を今回増員予定をしております。24ページ以降には給与明細書を添付しておりますのでご覧ください。以上で議案第27号の説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

●佐竹議長

ここで2時半まで休憩をいたします。

(休憩 午後 2時 15分)

(再開 午後 2時 30分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

引き続き説明をお願いいたします。

●佐竹議長

番外、保健衛生課長。

●窪田保健衛生課長

上程いただきました議案第28号について説明いたします。議案第28号、平成26年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算。平成26年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8208万2000円と定める。歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。この会計は大和診療所、比之宮診療所、沢谷診療所の3つの診療所の経費を計上するものがございます。5ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、診療収入、項1、外来収入。計の欄をご覧ください。予算額5136万6000円。目6、その他診療報酬収入が前年度に比べまして、240万円の増額となっておりますけれども、予防接種等の収入を項2の検査収入の方から組み替えましたことにより増額でございます。項2、検査収入、目1、諸検査収入。予算額63万1000円。学校医、施設医などの受託収入。また各種健康診査等の収入でございます。次に款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金。予算額2887万5000円。3つの診療所の支出予算総額から診療収入等収入総額を除いた不足分を一般会計からの繰入金として収入するものがございます。次ページをご覧ください。下段になります。款6、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、総務費国庫補助金。予算額75万円。平成15年度に整備いたしました、超音波骨密度計の更新を予定しておりまして、2分の1が国庫補助の対象となります。7ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費7564万8000円。内訳の主なものでございますが、医師1名、看護師3名の人件費、4402万6000円、委託料1663万1000円。医療費請求受付事務委託、血液検査等の委託料でございます。また医療機器の保守委託料でございます。節14使用料及び賃借料662万5000円。内視鏡電子カルテシステムなど、一部医療機器をリース契約しておりますので、その経費が主なものでございます。次ページをお願いいたします。説明欄をご覧ください。機械器具費150万円。超音波骨密度計の更新経費でございます。款2、項1、医業費、目1、医療用消耗器具費202万4000円。注射器、包帯等の消耗品を計上するものがございます。次に目2、医薬品衛生材料費。予算額380万円。点滴あるいはワクチンなどの医薬品を計上しております。9ページ以降には給与明細書を付けておりますのでご覧ください。以上で議案第28号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして議案第29号について説明いたします。議案第29号、平成26年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算。平成26年度美郷町の後期高齢者医療特別会計予算は、次

に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8837万7000円と定める。歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。5ページをお願いいたします。歳入でございます。款1、項1、後期高齢者医療保険料。合計欄をご覧ください。予算額4430万5000円。被保険者の約70%を年金から引き落としで、目1特別徴収保険料に、残り30%を納付書口座振替によるものとして、目2の普通徴収保険料に計上しております。次に款3、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金。本年度予算額1億4375万5000円でございます。説明欄をご覧ください。事務費の繰入金といたしまして129万7000円。保険料軽減分相当額の保険基盤安定制度繰入金といたしまして3213万3000円。歳出の療養給付費負担金に該当する金額を繰り入れます療養給付費負担金繰入金1億438万5000円。また職員給与費等の繰入金594万円は職員1名分の人件費でございます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費653万2000円。職員1名分の人件費が主なものでございます。次ページをお願いいたします。款2、項1、後期高齢者医療連合納付金、目1、保険料等負担金。予算額7643万9000円。保険料徴収分相当額として保険基盤安定制度繰入金相当額を合計した額を保険料負担金として計上しております。次に目2、療養給付費負担金。1億438万6000円。医療費の美郷町負担相当額を計上しております。10ページ以降には給与明細書を付けておりますのでご覧下さい。以上で議案第29号の説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

続いて一般事件案、議案第30号から議案第32号、並びに諮問第1号、諮問第2号について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画課長。

●花田企画課長

上程になりました議案第30号につきましてご説明を申し上げます。議案第30号、美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について。美郷町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求めます。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についての提案理由でございますが、次ページをお願いいたします。内容につきましては、美郷町過疎地域自立促進計画は平成22年から平成27年度までの6年間の計画でございますが、当議会の議決を経て定められているものでございます。この計画の変更は過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、県への協議後、

美郷町議会の議決が必要であります。この度の計画変更につきましては、県への協議を終えておりますので議会の議決をお願いするものでございます。それでは過疎地域自立促進町村計画の変更箇所についてご説明を申し上げます。まず区分1の産業の振興でございますが、変更後の事業名は(9)過疎地域自立促進特別事業でございます。通称ソフト事業と呼んでおるものでございます。事業内容につきましては、上の段から観光交流実践計画事業。それから次に合宿等誘致宿泊研修補助事業。それから観光サポーター助成事業。次に三江線駅舎活性化事業。それから商品券発行支援事業。それから山くじらブランド振興事業。大豆生産振興事業。菓草菓樹郷づくり事業。カヌーの里おおちカヤック等整備事業の9事業内容でございます。いずれも事業主体は美郷町でございます。なお備考欄の方には美郷町過疎地域自立促進計画の21項の(9)過疎地域自立促進特別事業に加えるものでございます。次に区分2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございますが、事業名は(1)の市町村道町道でございますが、変更後の事業内容は、浜原大橋維持修繕事業、これは塗装工事のことでございます。それから町道二タ合線改良事業、延長が800メートル、幅員が5メートルでございます。それから町道連水線改良を事業でございまして、延長が400メートル、幅員が4メートルの内容でございます。次のページをお願いいたします。次に事業名、あ、もうひとつありました、すみません。次のページでありませんでした。その下のところの事業名、(3)の林道でございますが、変更後の事業内容は、林道魚切飯谷線舗装事業でございます。これ延長が1600メートル、幅員が3メートルということでございます。いずれも備考欄の方には、美郷町過疎地域自立促進計画の28項の(1)市町村林道町道と、同じく28項の(3)の林道にそれぞれ事業内容を追加するものでございます。次ページをお願いいたします。次に区分6の教育の振興でございますが、変更後の事業名は、(4)の過疎地域自立促進特別事業でございます。事業内容は、上から図書館管理システム構築事業。それから学校給食費軽減事業。その下の学習支援館推進事業の事業内容でございます。いずれも事業主体は美郷町でございます。なお、備考欄には美郷町過疎地域自立促進計画の49項の(4)過疎地域自立促進特別事業に事業内容を追加するものでございます。次に区分8の集落の整備でございますが、変更後の事業名は、(2)の過疎自立促進計画特別事業でございます。変更後の事業内容は、定住ポイント事業。それから中山間地域サポート事業。その下の空家改修支援事業の事業内容でございます。いずれも事業主体は美郷町でございます。なお、備考欄には美郷町過疎地域自立促進計画の56項の(4)過疎地域自立促進特別事業に事業内容を追加するものでございます。次ページをお願いいたします。次に過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴います過疎地域自立促進特別事業分についてご説明いたします。区分1の産業の振興で新たに追加いたしますのは、変更後の欄の事業名は、観光交流実践計画事業で、事業内容につきましては美郷町の地域資源を観光素材としてより一層ブラッシュアップし、新たな観光交流を創出するため実践的な観光交流計画を策定するものでございます。次に合宿等誘致宿泊研修補助事業でございますが、事業内容につきましては町外の団体に対し、

スポーツ合宿、研修、体験旅行等の誘致を行い、交流人口の拡大を図るため、宿泊費用の一部を助成するものでございます。次に観光サポーター助成事業でございますが、事業内容につきましては、・・・「議案綴未添付」・・・。タブレットの方には入っておるようでございまして、ペーパーの方にはこの資料が入っておりません。ですからタブレットの方、3ページ位前に進めていただければと思いますが、6ページでございます。大変申し訳ありません。抜けておるもんだと思っておりました。大変申し訳ありません。そういたしますと、変更に伴います、自立促進特別事業分についてご説明をさせていただきます。区分1の産業の振興で、新たに追加いたしますのは変更後の欄の事業名は、観光交流実践計画の事業でございまして、事業内容は美郷町の地域資源を、観光素材として一層ブラッシュアップし新たな観光交流を創出するため、実践的な観光交流計画を策定するものでございます。次に合宿等誘致宿泊を研修補助事業でございますが、事業内容につきましては町外の団体に対し、スポーツ合宿、研修、体験旅行等の誘致を行い、交流人口の拡大を図るため、宿泊費用の一部を助成するものでございます。次に観光サポーター助成事業でございますが、事業内容につきましては町出身者会役員を通じて県外から美郷町に宿泊するものに対して、その費用の一部を助成する事業でございます。次に三江線駅舎活性化事業でございますが、事業内容につきましては美郷町内にあるJR三江線駅舎、全10駅ございますが、その活性化に向けた取り組みに対してその活動費の一部を助成する内容でございます。次ページをお願いいたします。次に同じく事業名は商品券発行支援事業でございまして、事業内容は1枚の額面1000円の券12枚、1万2000円でございますが、1組としてそれを1万円で発行し、差額2000円をプレミアム分として上乘せするものでございます。次に山くじらブランド振興事業でございますが、事業内容につきましては捕獲イノシシ肉の消費拡大、販路整備をイノシシ肉の取引事業者と連携して取り組むものでございまして、1つ目は一流レストランシェフを招いた産地見学会等の開催。それから東京都内有名レストランでの山くじらフェアの開催。それから3つ目がジビエ等の活用地域活性化セミナーの開催。それから4つ目が新商品開発。それから5番目は山くじらと人的都市資源を通したPR活動を実施する内容でございます。次に大豆生産振興事業でございまして、事業内容は新たな農政改革により主食用米の販売額が減少していく中、戦略作物である大豆栽培がこの地域で振興を図るための実証圃と獣害対策の研究を行い大豆栽培の指針策定を行い、また大豆振興から将来の6次産業化への進展を見込み、大豆栽培機械の導入と加工場の建設を行う内容でございます。次ページをお願いいたします。次に事業名薬草薬樹の郷づくり事業でございまして、事業内容につきましては薬草薬樹を活用した新たな地域産業づくりを行うため、3名の雇用を行い栽培指導と試験栽培管理、産地化のための生産者拡大を行う。また薬草による加工品の開発や研究者と連携し薬草活用による活性化を図るものでございます。次に事業名カヌーの里おおちカヤック等整備事業でございまして、事業内容はカヌー体験に使用しているカヤックおよびカヌー及び救命胴囲やヘルメット、或いはパドル等の更新を行っていくものでございます。次に区分5の医療

の確保で変更後の欄の事業名は子ども医療費助成制度についてでございますが、事業内容につきましては対照表にありますように変更後の事業内容は、変更前のところに括弧書き、中段から下のところに括弧書きがございますが、その括弧書きのところを削除いたしましたのでございます。それから次ページをお願いいたします。次に区分6の教育の振興でございますが、新たに追加いたします事業名は、図書館管理システム構築業務で、事業内容につきましては美郷町立図書館と町内にある小中学校の図書において共通システムを導入し、加えて公民館等図書館のネットワークとして活用する内容でございます。次に学校給食軽減事業でございますが、事業内容につきましては町内各小中学校で提供する給食の食材費の内、概ね3割程度を助成するものでございます。次に学習支援館推進事業でございますが、事業内容につきましては町内の学習意欲のある中学生を対象に、公営の学習塾を開校し、学習環境と整えるものでございます。次ページをお願いいたします。次に区分8の集落の整備でございますが、新たに追加いたします事業は、定住ポイント事業でございます。内容につきましては、40歳以下の若者を対象に定住ポイント制度を設け、町外から移住・町内者の定住促進を図るため助成（商品券）、地域商品券を行う内容のものでございます。それから、次に中山間地域生活サポート事業でございますが、事業内容につきましては、店舗として改修した空き家を地域の拠点の場とし、高齢者等の買い物弱者の送迎、高齢者の見守り、併せて地域住民がコミュニティ室で高齢者サロンや健康指導のための送迎用の車両の購入するものでございます。次に空き家改修事業でございます。事業内容につきましては、美郷町へのU I ターン者、若しくはその定住者を受け入れる空き家所有者へ、空き家の機能向上のために行う修繕、設備改修等に対し、事業費の2分の1の助成を行うものでございます。事業費は30万円以上で補助金50万円を上限とするという内容のものでございます。以上過疎地域自立促進特別事業につきまして過疎債を充当し、ソフト事業として実施をするため、変更するものでございます。以上が議案第30号でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第31号につきましてご説明を申し上げます。議案第31号。辺地に係る覆う総合整備計画の策定について。酒谷辺地に係る公共施設を総合的に整備するため、別紙のとおり総合計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。平成26年3月5日提出、美郷町長 景山 良材。辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由でございますが、内容につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により県への協議後、美郷町議会の議決が必要であります。この度の辺地に係る総合計画の策定につきましては、県への協議を終えておりますので議会の議決をお願いするものでございます。それでは次ページの総合整備計画書の3項目のところでございますが、その内容のところ、公共施設の整備計画に記載いたしております施設名は町道連水線。事業主体は美郷町でございます。事業費は9000万で一般財源のうち、辺地対策事業債を充当するものでござい

す。事業年度は平成26年度から平成28年度の3年間でございます。以上が議案第31号でございます。よろしく願いをいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●牧田総務課長

上程いただきました議案第32号についてご説明いたします。議案第32、邑智郡総合事務組合規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、次のとおり邑智郡総合事務組合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、平成26年3月31日を以って、悠邑ふるさと会館の設置及び管理に関する条例が廃止され、平成26年4月1日に「複合文化施設悠邑ふるさと会館」が川本町へ譲渡されるため、邑智郡総合事務組合規約第3条組合の共同処理する事務並びに第12条経費の支弁の方法第2項を変更する必要が生じ、地方自治法第286条第1項の規定により、組合規約の一部を変更するものでございます。このことによりまして、本規約から悠邑ふるさと会館の設置、管理及び運営に関する規定がすべて削除されるということでございます。附則としまして、この規約は平成26年4月1日から施行する。以上が議案第32号でございます。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

諮問第1号及び第2号についてご説明を申し上げます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由・人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くことになっています。美郷町では6名の方が法務大臣から委嘱を受け、その任に当たっていただいているところであります。人権擁護委員候補者につきましては、町長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。この度その1名の方が平成25年11月30日を以って辞任願による解職のための退任となり、また1名の方が平成26年6月30日を以って任期満了となるため、新任2名について推薦いたしたく、議会の意見を求めます。詳細につきましては総務課長をもって説明いたさせます。以上。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●牧田総務課長

それでは上程いただきました諮問第1号についてご説明いたします。諮問第1号。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記。住所、島根県邑智郡美郷町乙原190番地1。氏名、芦矢修司。生年月日、昭和24

年1月5日。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、人権擁護委員の林榮毅が平成25年11月30日付で辞任したためでございます。以上よろしくお願いたします。

続きまして諮問第2号についてご説明いたします。諮問第2号。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記。住所、島根県邑智郡美郷町粕渕165番地8。氏名、谷口安夫。生年月日、昭和26年7月29日。平成26年3月5日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、人権擁護委員の福嶋脩二が平成26年6月30日で任期満了のためでございます。以上よろしくお願いたします。

●佐竹議長

以上で全議案の説明が終わりました。質疑は明日6日に日程を取りますのでよろしくお願をいたします。

なお、一般事件案5件につきましては、明日6日討論並びに表決を行いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は明日6日の木曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午後 3時 5分)